

IV 教育職員免許状等の資格取得 に必要な科目の履修方法

IV 教育職員免許状等の資格取得に必要な科目の履修方法

1. 教職課程

(1) 教職課程

大学卒業後、小学校、中学校、高等学校等の教育職員になろうとする者は、教育職員免許法（以下「免許法」という）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得しなければなりません。

本学では、免許状資格を取得するための課程（教職課程）として、(4)に掲げる教育組織が文部科学大臣の認定を受けています。（教職課程認定）免許状資格を取得しようとする者は、免許法に定められた所定の単位（最低修得単位数）を修得しなければなりません。

なお、教職課程認定を受けていない教育組織に所属する者は、教育実習、教職実践演習、介護等体験に参加することができません。

□ 教職課程を学ぶにあたって

教職課程の履修は、卒業に必要な授業科目と並行して履修することから、学生にとって決して容易なことではありません。教員採用試験は、公立学校においては都道府県又は市の教育委員会、私立学校においては私学協会や当該校により行われます。とりわけ、小、中、高等学校での児童・生徒数の激減により、教員の採用数も減少しており、教壇に立つことは大変厳しい状況にあります。

以上のこと念頭において、クラス担任教員等の指導を受け、1年次から十分な履修計画のもとに履修してください。

□ 教職課程履修登録票及び履修カルテについて

教職課程を履修するには、教職課程履修登録票の提出と履修カルテの作成が必要となります。詳細はWeb掲示板で連絡しますので、見落としのないよう注意してください。

なお、履修カルテについてはP.120を参照してください。

(2) 所要資格と最低修得単位数

免許状を取得しようとする者は、基礎資格として学士の学位（卒業）を有し、下表のとおり免許状の種類に応じた所定の単位を修得しなければなりません。

□ 主な免許状の種類及び所要資格等

免許状の種類		小学校 教諭	中学校 教諭	高等学校 教諭	養護 教諭	特別支援学校 教諭
必要資格・単位数	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	
	学士の学位を有すること				学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること	
本学における最低	①教科及び教科の指導法に関する科目	30	28	24	28	—
	②教育の基礎的理義に関する科目	10	10	10	10	—
	③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8	—

修得単位数	④教育実践に関する科目	7	7	7	7	—
	⑤大学が独自に設定する科目	2	4	1 2	7	—
	⑥その他の科目	8	8	8	8	—
	⑦特別支援教育に関する科目	—	—	—	—	2 6

- (注) 1 この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を基に本学が定めた単位数を示す。
 2 中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について8単位修得する必要がある。
 3 高等学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について4単位修得する必要がある。
 4 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。
 5 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、「特別支援教育に関する科目」を26単位以上修得することで、2つ以上の特別支援教育領域の免許状が取得可能である。また、38単位以上修得することで5つの特別支援教育領域の免許状が取得可能である。(特別支援教育領域とは、視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の5つの領域である)

(3) 介護等体験について

小学校及び中学校教諭の普通免許状を授与するための要件として、基礎資格及び所定の単位の修得に加え、介護等の体験を必要とする「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が、平成10年4月1日から施行されました。

これにより、小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者は、文部科学大臣が定める社会福祉施設や特殊教育諸学校などにおいて、介護等の体験を行い、施設や学校が発行する「介護等の体験に関する証明書」を免許状の授与申請の際に提出することが、義務付けられました。

□ 制定の趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するため。

□ 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験7日間。(特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間)

□ 対象学生等

小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者が対象となります。

ただし、身体に障害のある者で、身体障害者手帳に、障害の程度が1～6級であるとして記載されている者は、介護等体験は要しません。

また、小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者で、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者は、特別支援教育実習をもって、介護等体験に代えることができます。

□ 事前指導

本学では、第1年次に事前指導としての教職科目「介護等体験の意義」を修得した上で介護等体験を行うことになります。「介護等体験の意義」を修得していない者は、介護等体験を行うことができません。

令和3年度は、令和4年2月に集中講義を行う予定です。日時等詳細は、別途Web掲示板にてお知らせします。

□ 体験を行う施設等

本学では、特別支援学校での体験は、本学の附属学校で行うこと、また、社会福祉施設等については、茨城県内

の施設で行うこととしています。

(注) 介護等体験の内容・事前指導等に関する詳細については、事前指導時に配付する「介護等体験実施要項」を参照のこと。

(4) 各学群で取得できる免許状の種類及び教科

学 群	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他の
人文・文化学群	人文学類	国語 社会 英語	国語 地理歴史 公民 英語	
	比較文化学類	国語 社会 英語	国語 地理歴史 公民 英語	
	日本語・日本文化学類	国語	国語	
社会・国際学群	社会学類		公民	
	国際総合学類	英語	英語	
人間学群	教育学類	社会	地理歴史 公民	小学校教諭一種
	心理学類		公民	
	障害科学類		福祉	特別支援学校教諭一種 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者〃) (知的障害者〃) (肢体不自由者〃) (病弱者〃)
生命環境学群	生物学類	理科	理科	
	生物資源学類	理科 技術	理科 農業	
	地球学類	理科	地理歴史 地理	
理工学群	数学類	数学	数学 情報	
	物理学類	数学 理科	数学 理科	
	化学類	理科	理科	
	応用理工学類	数学 理科	数学 理科	
	工学システム学類	数学 理科	数学 理科 情報 工業	
	社会工学類	数学	数学	
情報学群	情報科学類	数学	数学 情報	
	情報メディア創成学類	数学	数学 情報	
	知識情報・図書館学類	社会 数学	公民 数学 情報	

学 群	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
医学群	看護学類			養護教諭一種
体育専門学群		保 健 体 育	保 健 体 育	
芸術専門学群		美 術 工 書	美 術 芸 道	

(備考) 所属学群・学類以外の教科の取得については、教職課程として履修すべき科目を履修して要件を満たした場合には、中学校教諭一種及び高等学校教諭一種等の免許状を取得することも可能です。

(5) 教職課程の構成と履修方法

免許状を取得するために教職課程として履修すべき科目は、次のとおり区分されています。

本学においては、いずれの教科の免許状を取得する場合にも、基礎資格とともに、次に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。

□ 中学校教諭一種、高等学校教諭一種、養護教諭一種及び特別支援学校教諭一種取得の場合

教職課程として履修すべき科目		卒業要件単位との併用 (注1)	備 考
区 分	最低修得単位数		
①教科及び教科の指導法に関する科目 (注2)	中学校 28 高等学校 24 養護教諭 28	学群・学類によっては併用可	
②教育の基礎的理解に関する科目	中学校 10 高等学校 10 (注3) 養護教諭 10	学群・学類によっては併用可	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中学校 10 高等学校 8 (注4) 養護教諭 8	学群・学類によっては併用可	
④教育実践に関する科目	(注5) 7		
⑤大学が独自に設定する科目	中学校 4 高等学校 12 養護教諭 7	学群・学類によっては併用可	
⑥その他の科目	8	学群・学類によっては併用可	

⑦特別支援教育に関する科目	(注6) 一種26(38)	学群・学類によっては併用可	特別支援学校教諭の免許状を取得する者のみ
---------------	---------------	---------------	----------------------

- (注) 1. 卒業要件単位としての併用は、学群・学類によって異なるので、学群履修細則で確認すること。
 2. 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。
 3. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理解に関する科目』の修得単位数は、本学では10単位とする。
 4. 養護教諭一種免許状に係る『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』の修得単位数は、本学では8単位とする。
 5. 『教育実践に関する科目』の修得単位数は、本学では7単位とする。
 6. 特別支援学校教諭免許状を取得するには、2以上の特別支援教育領域の免許状を取得する場合は26単位以上、5つの特別支援教育領域の免許状を取得する場合は38単位以上修得すること。

免許状の教科に關係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する区分の科目ごとに定められた単位数を修得しなければなりません。これについて、本学で定める授業科目及び単位数については下表のとおりです。(中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種)

中学校教諭一種・高等学校教諭一種

区分	免許法に規定する科目			授業科目	本学における開設授業科目			
	各科目に含めることが必要な事項	単位数			開設単位数	必修単位数		
		中学校	高等学校			中学校	高等学校	
する教科指導及びに教科	・教科に関する専門的事項	20	20	各「教科に関する専門的事項」に対応する科目	20	20	1~4年次	
	・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	4	各「教科の指導法」に対応する科目		8	4	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	1 1	2	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	2	
	・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			こころの発達 学習の心理	1 1	2	2	
	・特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	1	1	1	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程編成論	1	1	1	
	・道徳の理論及び指導法			道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2		
生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	10	8	総合的な学習の時間の指導法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導法Ⅱ	1 1	2	2	
	・特別活動の指導法			特別活動の理論と実践	1	1	1	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育の方法と技術	1	1	1	
	・生徒指導の理論及び方法			生徒指導	1	1	1	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎 教育相談の実際	1 1	2	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導・キャリア教育	1	1	1	
	・教育実習	5	3 (注2)	教育実習	5	5	5	
科に教育する実る践	・教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	4年次	
	大学が独自に設定する科目	4	12	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		4	12	
合計		59	59 (注3)			59	61	

(注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。

2. 高等学校教諭普通免許状取得に必要な「教育実習」の修得単位数は、本学では5単位とする。

3. 高等学校普通免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では61単位とする。

養護教諭一種

	免許法に規定する科目			本学における開設授業科目			
	区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	開設単位数	必修単位数	標準履修年次
			養護教諭			養護教諭	
	養護に関する科目	・衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。） ・学校保健 ・養護概説 ・健康相談活動の理論及び方法 ・栄養学（食品学を含む。） ・解剖学及び生理学 ・「微生物学、免疫学、薬理概論」 ・精神保健 ・看護学（臨床実習及び救急措置を含む。）	2 8	「養護に関する科目」に対応する科目		2 8	1～4年次
必修科目	教育の基礎的理 解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 (注2)	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論 I 教職論 II	1 1	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	2年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程編成論	1	1	3年次
		・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容		道徳教育 I 道徳教育 II	1 1	2	2年次
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導の時間等の指導法に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	6 (注3)	総合的な学習の時間の指導法 I 総合的な学習の時間の指導法 II	1 1	2	2年次
		・生徒指導の理論及び方法		特別活動の理論と実践	1	1	2年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育の方法と技術	1	1	3年次
		・養護実習		生徒指導	1	1	3年次
		・教職実践演習		教育相談	1	1	3年次
	大学が独自に設定する科目		5	養護実習	5	5	4年次
			2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	4年次
	合計		5 6 (注4)	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		7	1～4年次
						6 0	

(注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。

2. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理 解に関する科目』の修得単位数は、本学では10単位とする。

3. 養護教諭一種免許状に係る『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』の修得単位数は、本学では8単位とする。

4. 養護教諭一種免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では60単位とする。

□ 各教科の指導法の履修方法

1. 教科の指導法（中学校 8 単位、高等学校 4 単位）は、取得を希望する免許状教科の指導法を履修すること。
〔2 教科の免許を取得しようとする者は、当該教科の指導法に関する科目を 2 科目（中学校 16 単位、高等学校 8 単位）履修すること〕
2. 社会、地理歴史、公民の免許を取得しようとする場合、当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会、地理歴史、公民の指導法に限る）の単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として数えることができる。
3. 保健体育科の指導法の (*1) 印の科目は、中学校教諭普通免許状に係る「教科の指導法」として必修とする科目であり、高等学校教諭普通免許状に係る「大学が独自に設定する科目（保健体育科）」として必修としている科目である。
4. 保健体育科の指導法の (*2) 印科目「体育授業理論・実習Ⅲ」は、「体育授業理論・実習Ⅰ」を習得後に、「体育授業理論・実習Ⅱ」を履修している者が、同時に履修することができる。
5. 教科・科目によっては、年度によって履修年次が変更になる場合があるので、都度掲示等により確認すること。
6. 「教科の指導法」は、『資格取得科目一覧』（別冊）に掲載するので、履修する年度ごとに確認すること。

「教科の指導法」一覧

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		
					中学校	高等学校	
選択必修	国語	国語科の指導法	国語科教育概論 I	1	1	1	3
			国語科教育概論 II	1	1	1	3
			国語科教育演習 I	2	2		3
			国語科教育演習 II	2	2	2	3
			国語科指導法	2	2		3
選択必修	社会	社会科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法 I	1	1		2~3
			中等社会・地理歴史科教育法 II	2	2		2~3
			中等社会・公民科教育法 I	1	1		2~3
			中等社会・公民科教育法 II	2	2		2~3
			社会科地理歴史指導法	1	1		2~3
			社会科公民指導法	1	1		2~3
科目	地理歴史	地理歴史科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法 I	1		1	2~3
			中等社会・地理歴史科教育法 II	2		2	2~3
			地理歴史科指導法	1		1	2~3
科目	公民	公民科の指導法	中等社会・公民科教育法 I	1		1	2~3
			中等社会・公民科教育法 II	2		2	2~3
			公民科指導法	1		1	2~3
選択必修	数学	数学科の指導法	数学科教育概論 I	1	1	1	3
			数学科教育概論 II	2	2	2	3
			数学科指導法	1	1	1	3
			数学教育内容論	1	1		3
			数学授業研究	1	1		3
			数学教材論	2	2		3

理 科	理科の指導法	理科教育概論 IA・IB	2	2	2	2~3
		理科教育概論 II A・II B	2			2~3
		中等理科教育論 I	2	2	2	2~3
		中等理科教育論 II	2	2		2~3
		中学校理科教育論	1	1		3
		中学校理科教育実践論 I	1	1		3
		中学校理科教育実践論 II	1			3
美 術	美術科の指導法 ※1	美術科・工芸科教育法 I	1	1		2~3
		美術科・工芸科教育法 II	1	1		2~3
		美術科・工芸科教育法 III	1	1		2~3
		美術科・工芸科教育法 IV	1	1		2~3
		美術科指導法 I	1	4	4	2~3
		美術科指導法 II	1			2~3
		美術科指導法演習 I	1			2~3
		美術科指導法演習 II	1			2~3
		造形教育論 I	1			2~3
		造形教育論 II	1			2~3
工 芸	工芸科の指導法 ※1	美術科・工芸科教育法 I	1		4	2~3
		美術科・工芸科教育法 II	1			2~3
		美術科・工芸科教育法 III	1			2~3
		美術科・工芸科教育法 IV	1			2~3
		工芸科指導法	1			2~3
		工芸科指導法演習	1			2~3
書 道	書道科の指導法	書道科教育法 I	1.5		1.5	3
		書道科教育法 II	1.5		1.5	3
		書道科教育法特講	1		1	3
保 健 体 育	保健体育科の指導法	保健体育科教育法概論 I	1	1	1	2
		保健体育科教育法概論 II	1	1	1	2
		保健体育科教育法概論 III	1	1	1	3
		保健体育科(体力づくり運動)指導法	1	1	1	1
		体育授業理論・実習 I (*1)	1	1		3
		体育授業理論・実習 II	1	3		3
		体育授業理論・実習 III (*2)	1			3
		保健授業理論・実習	1			3
		体育理論の授業づくり	1			3
		アドアテット、体育授業理論・実習	1			3
技 術	技術科の指導法	技術科教育法概論	2	2		3
		技術科指導法 I	3	3		3
		技術科指導法 II	3	3		3

情報	情報科の指導法	情報科指導法 I	2	/	2	3
		情報科指導法 II	2	/	2	3
農業	農業科の指導法	農業科教育法概論	2	/	2	3
		農業科指導法	2	/	2	3
工業	工業科の指導法	工業科指導法	4	/	4	3
福祉	福祉科の指導法	福祉科指導法 I	3	/	3	3
		福祉科指導法 II	1	/	1	3
英語	英語科の指導法	英語科教育基礎論 a	1	1	/	2
		英語科教育基礎論 b	1	1	/	2
		英語科教育概説 a	1	1	/	3
		英語科教育概説 b	1	1	/	3
		中等英語科教育法 I a	1	1	1	2
		中等英語科教育法 I b	1	1	1	2
		中等英語科教育法 II a	1	1	1	3
		中等英語科教育法 II b	1	1	1	3

※1 科目は、履修年度の「資格取得科目一覧」(別冊子)にて必ず確認すること。

□ 各教科の「教科に関する専門的事項」の履修方法

「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」とは、免許状の教科に関連した科目をいいます。それぞれの履修科目は、取得しようとする教科により異なります。履修方法は、「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」(P. 50～)を参照してください。

中学校教諭一種又は高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、当該教科の免許法に規定する「教科に関する専門的事項」に対応する科目を20単位以上修得しなければなりません。

養護教諭一種免許状を取得しようとする者も同様に、「養護に関する科目」を28単位以上修得しなければなりません。

□ 「教科に関する専門的事項」、「養護に関する科目」履修上の注意事項

- 各教科内で中学校と高等学校の「教科に関する専門的事項」が同一の場合は併用できる。
- 基礎科目（共通科目）の第1外国語、関連科目の第2外国語は、英語等の「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
- すべての教科において、卒業論文、卒業研究、同演習は、「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
- 同名の科目は、同一免許教科において2以上の科目に数えることはできない。
- 次年度以降の「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目」および「養護に関する科目」に対応する開設授業科目」については、『資格取得科目一覧』(別冊)に掲載するので、履修する年度ごとに確認すること。
- 所属学群・学類で取得できる免許状の教科に関する科目は、当該学群・学類の「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目一覧」から履修することを原則とする。

なお、所属学群・学類で取得できない免許状の種類・教科（養護教諭を除く）の取得を希望する者は、できるだけ当該免許状が取得できる学群・学類の1つから履修すること。

□ 「大学が独自に設定する科目」について（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「大学が独自に設定する科目」（中学校4単位、高等学校12単位）を修得しなければなりません。

この科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目的最低修得単位数を超えて修得した単位数、又は本学で「大学が独自に設定する科目」として指定した授業科目の履修により、中学校教諭普通免許状取得の場合は4単位、高等学校教諭普通免許状取得の場合は12単位修得する必要があります。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	中学校 4 高等学校 12	<p>[教職科目] 介護等体験の意義</p> <p>[教育学類の専門科目] 環境教育論, 生涯学習論, ※社会認識教育論（社会、公民）, ※児童文学論（国語）, ※科学教育論（理科）</p> <p>[障害科学類の専門科目] 学習障害概論</p> <p>[体育専門学群の専門科目] ※保健体育教師論（保健体育） ※スポーツ教育論（保健体育） ※体育のカリキュラムマネジメント（保健体育） ※学校球技指導論（保健体育） ※学校武道指導論（保健体育） ※体育指導のバッカニアクス（保健体育） ※保健科内容論（保健体育） ※アダブテッド・スポーツ教育（保健体育） ※指導者のためのスポーツ生化学（保健体育） ※保健体育科教員養成演習（保健体育） ※運動部活動の指導と経営（保健体育） ※体育授業観察・分析法演習（保健体育）</p> <p>[知識情報・図書館学類の専門科目] 学校図書館論, 学校図書館メディアの構成, 学習指導と学校図書館, 読書と豊かな人間性, 情報メディアの活用</p>	中学校 4 高等学校 12	共通使用可 (※印の科目を除く)
		最低修得単位を超えて履修した 「教育の基礎的理解に関する科目」 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		
		最低修得単位を超えて履修した 「教科及び教科の指導法に関する科目」		共通使用不可

(注) ※印の科目は、() の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（養護教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	7	[看護学類の専門科目] 子どもの健康と障害、 看護生命倫理、 発達看護学概論、 発達看護方法論、 コミュニティ・エンパワメント論、 障害理解、 家族病理とメンタルヘルス 最低修得単位を超えて履修した 「養護に関する科目」 「教育の基礎的理義に関する科目」 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」	7	

□ その他の科目（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」〔8単位〕を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設学類等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
		社会学類 国際総合学類	憲法 I	
体育	2	基礎科目（体育）	体育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義） 情報リテラシー（演習） データサイエンス	2
計	8			8

(注) 1. 憲法 I を「日本国憲法」（2単位）として数えた場合、『教科に関する専門的事項』（社会等）に併用することはできない。

2. 体育専門学群の学生については、体育専門学群開設「実技理論・実習」を「体育」（2単位）として履修すること。ただし、保健体育の『教科に関する専門的事項』に併用することはできない。

「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目一覧（令和3年度）

※修正、変更がある場合はWeb掲示等にて周知します。

人文・文化学群 人文学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものも含む。）	1以上	1以上	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	(人文学類開設) ◎日本語学概論-a, ◎日本語学概論-b, 日本語音韻論-a・-b, 日本語文法論-a・-b, 日本語史-a・-b, 日本語学演習 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, 日本語学講読 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 応用言語学講義 IV-a・-b, 応用言語学演習 IV-a・-b
	国文学（国文学史を含む。）	1以上	1以上	国文学	(比較文化学類開設) ◎日本文学概論, 日本文学講読1~8, 日本文学演習1~8, 日本文学特講1・2
				国文学史	(比較文化学類開設) ◎日本文学史
	漢文学	1以上	1以上	漢文学	(人文学類開設) ◎漢文学概論
	書道（書写を中心とする。）	1以上	—	書道（書写を中心とする。）	(共通科目開設) ◎芸術（書A・B・C）
	合 計 (中学一種、高校一種)	20	20		1科目選択必修 (中学のみ)

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」において、平成29年度以前に「日本語学概論 a・b」のみを修得済みの者は、平成30年度以降に「日本語音韻論 a・b」を修得し、必修を満たすこと。
 4. 区分「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」において、平成29年度以前に「日本語音韻論 a・b」のみを修得済みの者は、平成30年度以降に「日本語学概論 a・b」を修得し、必修を満たすこと。
 5. 区分「国文学（国文学史を含む。）」において、平成29年度以前に「日本文学概論」のみを修得済みの者は、平成30年度以降に「日本文学講読1~8」のいずれかから1科目を修得し、必修を満たすこと。
 6. 区分「国文学（国文学史を含む。）」において、平成29年度以前に「日本文学講読1~10」のうちからいずれか1科目のみを修得済みの者にあっては、平成30年度以降に「日本文学概論」を修得し、必修を満たすこと。
 7. 各授業科目名の末尾について「-a・-b」は、平成30年度までの「a・b」に対応する。

人文・文化学群 人文学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
	中学校				
社	日本史及び外国史	1 以上	日本史	(人文学類開設) ◎ <u>日本史概説 I-a</u> ・ <u>-b</u> (2科目セット), ◎ <u>日本史概説 II-a</u> ・ <u>-b</u> (2科目セット), 考古学概説-a・-b, 民俗学概説-a, 日本史特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b 考古学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 民俗学特講-a・-b,	下線 2 つから 1 つを選択必修
			外国史	(人文学類開設) ◎ <u>中国史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>ヨーロッパ史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>オリエント史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , 先史学概説-a・-b, 文化人類学概説-a・-b, 中国史特講 I-a・-b, II-a・-b, オリエント史特講 I-a・-b, II-a・-b, 先史学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 文化人類学講義 I-a・-b, II-a・-b	
	地理学(地誌を含む。)	1 以上	地理学	(人文学類開設) ◎ <u>歴史地理学概説-a</u> ・ <u>-b</u> , 歴史地理学研究法-a・-b	下線 2 科目から 1 科目選択必修及び二重下線 4 科目から 1 科目選択必修
			地誌	(人文学類開設) ◎ <u>歴史地誌学-a</u> ◎ <u>歴史地誌学-b</u>	
会	「法律学、政治学」	1 以上	「法律学、政治学」	(社会学類開設) ◎ <u>法学概論</u> , ◎ <u>民事法概論</u> , ◎ <u>政治学概論</u> , ◎ <u>国際政治史</u> , 民法総則, 刑法総論, 刑法各論, 憲法 I ~ III, 商法 I, 会社法 I ・ II, 国際紛争論, アメリカ外交史, 行政学, 比較政治学, アメリカの政治, 国際政治学 (国際総合学類開設) 国際法 I, 国際組織法	下線 4 科目から 1 科目選択必修
	「社会学、経済学」	1 以上	「社会学、経済学」	(人文学類開設) ◎ <u>人間社会と宗教</u> (社会学類開設) ◎ <u>社会学基礎論</u> , ◎ <u>現代社会論</u> , ◎ <u>現代経済史</u> , ◎ <u>経済学基礎論</u>	
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学」	(人文学類開設) ◎ <u>哲学通論-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>倫理学通論-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>宗教学通論-a</u> ・ <u>-b</u> , 東洋思想-a・-b,	

			哲学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 哲学史 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 倫理学特講 I-a・-b, II-a・-b, 倫理思想史 I-a・-b, II-a・-b, 宗教学-a・-b, 宗教哲学-a・-b, 比較思想論-a・-b, 東洋宗教思想史-a・-b, 西洋宗教思想史-a・-b	
合計 (中学一種)	20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 4. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 5. 区分「日本史」の民俗学概説-aを、「人文学類開設の民俗学概説」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「外国史」の
 ①オリエンット史概説-a・-bを、「人文学類開設の古代西アジア史概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ②文化人類学概説-a・-bを、「人文学類開設の文化人類学概説」を取得することによって代えられるものとする。
 ③オリエンット史特講 I-a・-b 及び II-a・-bを、「人文学類開設の古代西アジア史特講 I-a・-b 及び II-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「法律学、政治学」の国際紛争論を、「社会学類開設の国際安全保障論」を取得することによって代えられるものとする。

人文・文化学群 人文学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
地 理 歴 史	日本史	1 以上	日本史	(人文学類開設) ◎ <u>日本史概説 I-a</u> ・ <u>-b</u> (2科目セット), ◎ <u>日本史概説 II-a</u> ・ <u>-b</u> (2科目セット), 考古学概説-a・-b, 民俗学概説-a, 日本史特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 考古学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 民俗学特講-a・-b,	下線2つから1つを選択必修
	外国史	1 以上	外国史	(人文学類開設) ◎ <u>中国史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>ヨーロッパ史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , ◎ <u>オリエント史概説-a</u> ・ <u>-b</u> , 先史学概説-a・-b, 文化人類学概説-a, 中国史特講 I-a・-b, II-a・-b, オリエント史特講 I-a・-b, II-a・-b, 先史学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 文化人類学講義 I-a・-b, II-a・-b	下線2科目から1科目選択必修及び二重下線4科目から1科目選択必修
	人文地理学及び 自然地理学	1 以上	人文地理学	(人文学類開設) ◎ <u>歴史地理学概説-a</u> ・ <u>-b</u> , 歴史地理学研究法-a・-b (地球学類開設) 人文地理学, 地球環境学B, 地理情報システムA・B	下線2科目から1科目選択必修
			自然地理学	(地球学類開設) ◎ <u>地球環境学A</u> , ◎ <u>地形学</u> , 地生態学, 海洋学	下線2科目から1科目選択必修
	地誌	1 以上	地誌	(人文学類開設) ◎ <u>歴史地誌学-a</u> ・ <u>-b</u> (地球学類開設) 地誌学	下線2科目から1科目選択必修
合計 (高校一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「日本史」の民俗学概説-aを、「人文学類開設の民俗学概説」を取得することによって代えられるものとする。
4. 区分「外国史」の
- ①オリエント史概説-a・-bを、「人文学類開設の古代西アジア史概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②文化人類学概説-aを、「人文学類開設の文化人類学概説」を取得することによって代えられるものとする。
 - ③オリエント史特講 I-a・-b 及び II-a・-bを、「人文学類開設の古代西アジア史特講 I-a・-b 及び II-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「人文地理学」の
- ①地球環境学Bを、「地球学類開設の地球環境学2」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②地理情報システムA・Bを、「地球学類開設の地理情報システム(GIS)」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「自然地理学」の地球環境学Aを、「地球学類開設の地球環境学1」を取得することによって代えられるものとする。

人文・文化学群 人文学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
	高等学校				
公	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	法律学	(社会学類開設) ◎ <u>法学概論</u> , ◎ <u>民事法概論</u> , <u>民法総則</u> , <u>刑法総論</u> , <u>刑法各論</u> , <u>憲法 I ~ III</u> , <u>商法 I</u> , <u>会社法 I・II</u>	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
			国際法	(国際総合学類開設) 国際法 I, 国際組織法	
			政治学	(社会学類開設) ◎ <u>政治学概論</u> , ◎ <u>国際政治史</u> , <u>行政学</u>	
			国際政治	(社会学類開設) 比較政治学, アメリカの政治, 国際政治学, 国際紛争論, アメリカ外交史	
民	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	社会学	(人文学類開設) ◎人間社会と宗教	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学」	(人文学類開設) ◎ <u>哲学通論-a・-b</u> , ◎ <u>倫理学通論-a・-b</u> , ◎ <u>宗教学通論-a・-b</u> , <u>東洋思想-a・-b</u> , 哲学特講 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 哲学史 I-a・-b, II-a・-b, III-a・-b, IV-a・-b, 倫理学特講 I-a・-b, II-a・-b, 倫理思想史 I-a・-b, II-a・-b, 宗教学-a・-b, 宗教哲学-a・-b, 比較思想論-a・-b, 東洋宗教思想史-a・-b, 西洋宗教思想史-a・-b	下線 6 科目 から 2 科目 選択必修
合計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、「 」内のものは 1 科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」は、区分「法律学及び国際法」、区分「政治学及び国際政治」のいずれかを最低限修得すること。
 5. 区分「国際政治」の国際紛争論を、「社会学類開設の国際安全保障論」を取得することによって代えられるものとする。

人文・文化学群 人文学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考	
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数				
		中学校				
英	英語学	1 以上	1 以上	英語学	(人文学類開設) ◎英語学概論-a・-b, 英語文法論・統語論(1)-a・-b, 英語文法論・統語論(2)-a・-b, 英語学演習(1)-a・-b, 英語学演習(2)-a・-b, 英語学演習(3)-a・-b, 英語学演習(4)-a・-b, 英語意味論・語用論(1)-a・-b, 英語意味論・語用論(2)-a・-b, 英語音韻論・形態論(1)-a・-b, 英語音韻論・形態論(2)-a・-b, 応用言語学講義 I-a・-b, 応用言語学演習 I-a・-b, 応用言語学演習 II-a・-b	下線2科目 から1科目選 択必修
	英語文学	1 以上	1 以上	英語文学	(比較文化学類開設) ◎英語圏文学論 I, ◎英語圏文学論 II, ◎英語圏文学論 III, 英語圏文学・文化研究 I~III	下線3科目 から1科目選 択必修
語	英語コミュニケーション	1 以上	1 以上	英語コミュニケーション	(人文学類開設) ◎英語論文講読(1)-a・-b, ◎英語論文講読(2)-a・-b, ◎外書講読 I-a・-b, ◎外書講読 II-a・-b, 英語論文講読(3)-a・-b, 英語論文講読(4)-a・-b, 英語学論文演習-a・-b	下線8科目 から1科目選 択必修
	異文化理解	1 以上	1 以上	異文化理解	(比較文化学類開設) ◎欧米文化論 V, ◎欧米文化論 VI, ◎欧米文化論 VII, ◎欧米文化論 VIII	下線4科目 から1科目選 択必修
合計 (中学一種, 高校一種)		2 0	2 0			

(注) 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

人文・文化学群 比較文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1以上	1以上	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	(日本語・日本文化学類開設) ◎現代日本語概論Ⅰ・Ⅱ(2科目セット), 日本語の音声・音韻, 日本語の音声・音韻演習, 日本語の文法Ⅰ~Ⅳ, 日本語の文法演習Ⅰ・Ⅱ, 日本語の語彙, 日本語の語彙演習, 日本語コーパス分析, 日本語コーパス分析演習, 日本語の談話, 日本語の談話演習, 日本語の語用論, 日本語の語用論演習, 日本語音韻史, 日本語文法史, 日本語方言論, 日本語動態論, 世界の言語と日本語, 日本語談話研究フィールド実習Ⅰ・Ⅱ, 日本語方言研究フィールド実習Ⅰ・Ⅱ
	国文学(国文学史を含む。)	1以上	1以上	国文学	(比較文化学類開設) ◎日本文学概論, 日本文学講読Ⅰ~8, 日本文学演習Ⅰ~8, 日本文学特講Ⅰ・2
				国文学史	(比較文化学類開設) ◎日本文学史
	漢文学	1以上	1以上	漢文学	(比較文化学類開設) ◎中国文学概論, ◎中国文学史, 中国文学講読Ⅰ・Ⅱ, 中国文学演習Ⅰ・Ⅱ
	書道(書写を中心とする。)	1以上	—	書道(書写を中心とする。)	(共通科目開設) ◎芸術(書A・B・C)
	合計 (中学一種, 高校一種)	20	20		1科目選択必修(中学のみ)

(注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、()内のものは必ず含めて修得しなければならない。

2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

人文・文化学群 比較文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する専門的事項	最低修得単位数			
	中学校				
社会	日本史及び外国史	1 以上	日本史	(比較文化学類開設) ◎日本研究概論 I・II(2科目セット), 民俗学概論, 日本研究特論, 日本の生活と文化, 日本の宗教と文化, 日本の政治と社会, 民俗学研究 I・II	
				(比較文化学類開設) ◎欧米研究概論, ◎アジア研究概論, 文化人類学概論, 文化創造論概論, 先端文化学概論, 文化人類学研究 I・II, 欧米文化論 I・II・IX・X	
	地理学(地誌を含む)	1 以上	地理学	(比較文化学類開設) ◎文化地理学概論 比較文化地理学 II (地球学類開設) ◎都市地理学, 交通地理学, 農村地理学(3科目セット) ◎地球環境学 A	下線3つから1つ選択必修
				(地球学類開設) ◎地誌学 (比較文化学類開設) 地域地理学 I・II (地球学類開設) 社会地域論, 観光地域論, 経済地域論	
	「法律学, 政治学」	1 以上	「法律学, 政治学」	(社会学類開設) ◎法学概論, ◎民事法概論, 民法総則, 契約, 親族・相続, 事務管理・不当利得・不法行為, 債権総論, 物権, 担保物権, 刑法総論, 刑法各論, 憲法 I~III, 商法 I, 会社法 I・II, 有価証券法基礎, 電子記録債権法(電子手形), 行政法, 刑事訴訟法, 民事訴訟法 A・B, 比較憲法, 開発法学, ◎政治学概論, ◎国際政治史, 現代政治分析, 政治過程論, 行政学, 地方自治論, 比較政治学, アメリカの政治, 国際政治学, 国際紛争論, アメリカ外交史, 現代政治外交	下線2科目から1科目選択必修及び二重下線2科目から1科目選択必修
				(比較文化学類開設) ◎情報文化概論, コミュニケーション論, メディア・コミュニケーション論, 広告文化論, 映像文化論	
	「社会学, 経済学」	1 以上	「社会学, 経済学」	(比較文化学類開設)	
	「哲学, 哲理学, 宗教学」	1 以上	「哲学, 哲理学, 宗教学」	(比較文化学類開設) ◎現代思想概論 I・II, ◎比較宗教概論 I・II, 文化創造論研究 V, 表象芸術論研究 I・II, 先端文化学研究 III~VI, 比較宗教論 III~VI 分析哲学, 現代倫理学, 哲学カフェ, 日本・東洋思想史研究 I・II, 比較思想研究, 比較思想史研究, 記号文化論	下線2科目から1科目選択必修及び二重下線2科目から1科目選択必修
合計 (中学一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, () 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中, ○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 教科に関する専門的事項の欄中, 「 」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 4. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。
 5. 区分「地理学」の地球環境学 A を, 「地球学類開設の地球環境学 1」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「法律学・政治学」の国際紛争論を, 「社会学類開設の国際安全保障論」を取得することによって代えられるものとする。

人文・文化学群 比較文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
地 理 歴 史	日本史	1 以上	日本史	(比較文化学類開設) ◎日本研究概論 I ・ II (2科目セット), 民俗学概論, 日本研究特論, 日本の生活と文化, 日本の宗教と文化, 日本の政治と社会, 民俗学研究 I ・ II	
	外国史	1 以上	外国史	(比較文化学類開設) ◎欧米研究概論, ◎アジア研究概論, 文化人類学概論, 文化創造論概論, 先端文化学概論, 文化人類学研究 I ・ II, 欧米文化論 I ・ II ・ IX ・ X	
	人文地理学及び自然地理学	1 以上	人文地理学	(比較文化学類開設) ◎ <u>文化地理学概論</u> , 比較文化地理学 II (地球学類開設) ◎ <u>都市地理学, 交通地理学, 農村地理学(3科目セット)</u>	下線 2 つ から 1 つ を選択必 修
			自然地理学	(地球学類開設) ◎地球環境学 A	
	地誌	1 以上	地誌	(地球学類開設) ◎地誌学, 社会地域論, 觀光地域論, 経済地域論 (比較文化学類開設) 地域地理学 I ・ II	
合計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, ○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「自然地理学」の地球環境学 Aを, 「地球学類開設の地球環境学 1」を取得することによって代えられる
ものとする。

人文・文化学群 比較文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
公	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	法律学	(社会学類開設) ◎ <u>法学概論</u> , ◎ <u>民事法概論</u> , 民法総則, 契約, 事務管理・不当利得・不法行為, 債権総論, 物権, 担保物権, 親族・相続, 刑法総論, 刑法各論, 憲法 I～III, 商法 I, 会社法 I・II, 有価証券法基礎, 電子記録債権法（電子手形）, 行政法, 刑事訴訟法, 民事訴訟法 A・B	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
			法律学（国際法 を含む。）	(社会学類開設) 比較憲法, 開発法学	
			政治学	(社会学類開設) ◎ <u>政治学概論</u> , ◎ <u>国際政治史</u> , 現代政治分析, 政治過程論, 行政学, 地方自治論	
			国際政治	(社会学類開設) 比較政治学, アメリカの政治, 国際政治学, 国際紛争論, アメリカ外交史, 現代政治外交	
民	「社会学, 経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	社会学	(比較文化学類開設) ◎ <u>情報文化概論</u>	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
			経済学（国際経 済を含む。）	(比較文化学類開設) 広告文化論, 映像文化論, コミュニケーション論, メディア・コミュニケーション論	
	「哲学, 哲理学, 宗 教学, 心理学」	1 以上	「哲学, 哲理学, 宗教学」	(比較文化学類開設) ◎ <u>現代思想概論 I・II</u> , ◎ <u>比較宗教概論 I・II</u> , 文化創造論研究 V, 表象芸術論研究 I・II, 先端文化学研究 III～VI, 記号文化論, 分析哲学, 現代倫理学, 哲学カフエ, 日本・東洋思想史研究 I・II, 比較思想研究, 比較思想史研究, 比較宗教論 III～VI	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修及 び二重下線 2 科目から 1 科目選択 必修
合計 (高校一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, () 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中, 「 」 内のものは 1 科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」は、区分「法律学及び法律学（国際法を含む。）」，
 区分「政治学及び国際政治」のいずれかを最低限修得すること。
 5. 区分「国際政治」の国際紛争論を、「社会学類開設の国際安全保障論」を取得することによって代えられる
 ものとする。

人文・文化学群 比較文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
英 語	英語学	1 以上	1 以上	英語学	(人文学類開設) ◎ <u>英語学概論</u> -a・-b, 英語文法論・統語論(1) -a・-b, 英語文法論・統語論(2) -a・-b, 英語学演習(1) -a・-b, 英語学演習(2) -a・-b, 英語学演習(3) -a・-b, 英語学演習(4) -a・-b, 英語意味論・語用論(1) -a・-b, 英語意味論・語用論(2) -a・-b, 英語音韻論・形態論(1) -a・-b, 英語音韻論・形態論(2) -a・-b, 応用言語学講義 I -a・-b, 応用言語学演習 I -a・-b, 応用言語学演習 II -a・-b	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修			
	英語文学	1 以上	1 以上	英語文学	(比較文化学類開設) ◎ <u>英語圏文学論 I</u> , ◎ <u>英語圏文学論 II</u> , ◎ <u>英語圏文学論 III</u> , 英語圏文学・文化研究 I~III	下線 3 科目 から 1 科目 選択必修			
	英語コミュニケーション	1 以上	1 以上	英語コミュニケーショ	(人文学類開設) ◎ <u>英語論文講読(1)</u> -a・-b, ◎ <u>英語論文講読(2)</u> -a・-b, ◎ <u>外書講読 I</u> -a・-b, ◎ <u>外書講読 II</u> -a・-b, 英語論文講読(3) -a・-b, 英語論文講読(4) -a・-b, 英語学論文演習-a・-b	下線 8 科目 から 1 科目 選択必修			
	異文化理解	1 以上	1 以上	異文化理解	(比較文化学類開設) ◎ <u>欧米文化論 V</u> , ◎ <u>欧米文化論 VI</u> , ◎ <u>欧米文化論 VII</u> , ◎ <u>欧米文化論 VIII</u>	下線 4 科目 から 1 科目 選択必修			
合 計 (中学一種, 高校一種)		2 0	2 0						

(注) 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。

人文・文化学群 日本語・日本文化学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項		最低修得単位数			
	中学校	高等学校				
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1 以上	1 以上	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	(日本語・日本文化学類開設) ◎現代日本語概論 I, ◎現代日本語概論 II, 日本語の音声・音韻, 日本語の音声・音韻演習, 日本語の文法 I, 日本語の文法 II, 日本語の文法 III, 日本語の文法 IV, 日本語の文法演習 I, 日本語の文法演習 II, 日本語の語彙, 日本語の語彙演習, 日本語コーパス分析, 日本語コーパス分析演習, 日本語の談話, 日本語の談話演習, 日本語の語用論, 日本語の語用論演習, 日本語音韻史, 日本語文法史, 日本語方言論, 日本語動態論, 世界の言語と日本語, 日本語談話研究フィールド実習 I, 日本語談話研究フィールド実習 II, 日本語方言研究フィールド実習 I, 日本語方言研究フィールド実習 II	
	国文学（国文学史を含む。）	1 以上	1 以上	国文学	(日本語・日本文化学類開設) ◎日本の文学概論, 日本文学とその特質演習 I, 日本文学とその特質演習 II, 日本文学と自然, 国語科教育と文学, 国語科教育と文学演習	
				国文学史	(日本語・日本文化学類開設) ◎日本文学の歴史	
	漢文学	1 以上	1 以上	漢文学	(日本語・日本文化学類開設) ◎中国文学と日本文学, ◎中国文学と日本文学演習 I	1 科目選 択必修
	書道（書写を中心とする。）	1 以上	—	書道（書写を中心とする。）	(共通科目開設) ◎芸術（書A・B・C）	1 科目選 択必修（中 学のみ）
	合 計 (中学一種, 高校一種)	2 0	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

社会・国際学群 社会学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
	高等学校				
公	「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	法律学	(社会学類開設) ◎ <u>法学概論</u> , ◎ <u>民事法概論</u> , 民法総則, 契約, 事務管理・不当利得・不法行為, 債権総論, 物権, 担保物権, 親族・相続, 刑法総論, 刑法各論, 憲法 I ~ III, 商法 I, 会社法 I・II, 有価証券法基礎, 電子記録債権法（電子手形）, 行政法, 刑事訴訟法, 民事訴訟法 A・B	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
			法律学（国際法を含む。）	(社会学類開設) 比較憲法, 開発法学	
			政治学	(社会学類開設) ◎ <u>政治学概論</u> , ◎ <u>国際政治史</u> , 現代政治分析, 政治過程論, 行政学, 地方自治論	
			国際政治	(社会学類開設) 比較政治学, アメリカの政治, 国際政治学, 国際紛争論, アメリカ外交史, 現代政治外交	
民	「社会学, 経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	社会学	(社会学類開設) ◎ <u>社会学基礎論</u> , ◎ <u>現代社会論</u> , 現代社会学の系譜, 都市社会学, 組織社会学, 知識社会学, 逸脱行動論－犯罪社会学 I, スポーツ文化論, 歴史社会学	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
			経済学	(社会学類開設) ミクロ経済学, 日本経済史, ◎ <u>現代経済史</u> , ◎ <u>経済学基礎論</u> , 日本経済論, 経済思想史 I・II, 経済数学	
			経済学（国際経済を含む。）	(社会学類開設) 開発経済学, Economic History	
	「哲学, 哲理学, 宗教学, 心理学」	1 以上	「哲学, 哲理学, 宗教学」	(人文学類開設) ◎ <u>哲学通論-a・-b</u> , ◎ <u>倫理学通論-a・-b</u> , ◎ <u>宗教学通論-a・-b</u> , 東洋思想-a・-b	下線 6 科目 から 2 科目 選択必修
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, () 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中, 「 」内のものは 1 科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」は、区分「法律学及び法律学（国際法を含む。）」，区分「政治学及び国際政治」のいずれかを最低限修得すること。
 5. 「社会学, 経済学（国際経済を含む。）」は、区分「社会学」，区分「経済学及び経済学（国際経済を含む。）」のいずれかを最低限修得すること。
 6. 区分「国際政治」の国際紛争論を、「社会学類開設の国際安全保障論」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「経済学（国際経済を含む。）」の開発経済学を、「社会学類開設の Development Economics」を取得することによって代えられるものとする。

社会・国際学群 国際総合学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
英 語	英語学	1 以上	1 以上	英語学	(人文学類開設) ◎ <u>英語学概論-a・-b,</u> 英語文法論・統語論(1) -a・-b, 英語文法論・統語論(2) -a・-b,	下線 2 科目から 1 科目選択必修			
	英語文学	1 以上	1 以上	英語文学	(比較文化学類開設) ◎ <u>英語圏文学論 I～III,</u> 英語圏文学・文化研究 I～III	下線 3 科目から 1 科目選択必修			
	英語コミュニケーション	1 以上	1 以上	英語コミュニケーション	(国際総合学類開設) ◎ <u>English Discussion Seminar (A),</u> ◎ <u>English Discussion Seminar (B),</u> ◎ <u>English Discussion Seminar (C),</u> ◎ <u>English Discussion Seminar (D),</u> English Debate	下線 4 科目から 1 科目選択必修			
	異文化理解	1 以上	1 以上	異文化理解	(国際総合学類開設) ◎文化・開発論, 開発人類学, 国際文化論, 地域開発論, Social Anthropology (社会人類学)				
合 計 (中学一種, 高校一種)		2 0	2 0						

(注) 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。

人間学群 教育学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
社 会	日本史及び外国史	1 以上	日本史	(教育学類開設) ◎日本史概論, 日本教育史	
			外国史	(比較文化学類開設) ◎ <u>欧米研究概論</u> (日本語・日本文化学類開設) ◎ <u>東洋の歴史と文化</u> (教育学類開設) 外国教育史, アジア教育史	下線2科目か ら1科目選択 必修
	地理学（地誌を含む。）	1 以上	地理学	(教育学類開設) ◎地理学概論	
			地誌	(教育学類開設) ◎地誌概論, 地域と教育	
	「法律学、政治学」	1 以上	「法律学、政治学」	(社会学類開設) ◎法学概論 (教育学類開設) 教育法制論, 教育行財政論	
	「社会学、経済学」	1 以上	「社会学、経済学」	(教育学類開設) ◎社会学概論, 教育社会学Ⅰ, 教育社会学Ⅱ	
	「哲学、倫理学、宗教学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学」	(教育学類開設) ◎哲学概論, 教育哲学, 道徳教育論, 比較道徳教育論, 教育思想論, 教育臨床学	
	合計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 教科に関する専門的事項の欄中、「 」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 4. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

人間学群 教育学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
地 理 歷 史	日本史	1 以上	日本史	(教育学類開設) ◎日本史概論, 日本教育史	
	外国史	1 以上	外国史	(比較文化学類開設) ◎歐米研究概論 (日本語・日本文化学類開設) ◎東洋の歴史と文化 (教育学類開設) 外国教育史, アジア教育史	下線2科目か ら1科目選択 必修
	人文地理学及び自然地理学	1 以上	人文地理学	(比較文化学類開設) ◎文化地理学概論, ◎社会地理学 A～C (3科目セット), 比較文化地理学 I・II (教育学類開設) 比較教育文化論	下線2科目か ら1科目選択 必修
			自然地理学	(比較文化学類開設) ◎自然環境論	
	地誌	1 以上	地誌	(教育学類開設) ◎地誌概論, 地域と教育	
	合 計 (高校一種)	20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, ○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「人文地理学」の社会地理学 A～C (3科目セット) を、「地球学類開設の都市地理学, 交通地理学, 農村地理学(3科目セット)」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「自然地理学」の自然環境論を、「地球学類開設の地球環境学1」を取得することによって代えられるものとする。

人間学群 教育学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
公	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	法律学	(社会学類開設) ◎法学概論、 民事法概論	
			国際法	(国際総合学類開設) ◎国際法 I, ◎国際組織法 (教育学類開設) 教育法制論、 教育行財政論	下線2科目から1科目選択必修
			政治学	(社会学類開設) ◎政治学、 ◎政治思想	下線2科目から1科目選択必修
民	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	社会学	(教育学類開設) ◎社会学概論、 教育社会学 I , 教育社会学 II	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	(教育学類開設) ◎心理学概論、 哲学概論、 教育哲学、 道徳教育論、 比較道徳教育論、 教育思想論、 教育臨床学	
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、「 」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「政治学」の政治学を、「社会学類開設の政治学概論」を取得することによって代えられるものとする。

人間学群 心理学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	法律学 国際法	(社会学類開設) ◎法学概論 (教育学類開設) 教育法制論、 教育行財政論	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	社会学	(心理学類開設) ◎社会学概論、 社会・集団・家族心理学、 産業・組織心理学	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	(心理学類開設) ◎心理学基礎論、 青年心理学、 教育・学校心理学、 発達心理学、 学習・言語心理学	
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、「 」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の心理学基礎論を、「心理学類開設の心理学概論」を取得することによって代えられるものとする。

人間学群 障害科学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。）	1 以上	社会福祉学（職業指導を含む。）	(障害科学類開設) ◎社会福祉原論 I 社会福祉原論 II	
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	1 以上	高齢者福祉	(障害科学類開設) ◎高齢者福祉論	
			児童福祉	(障害科学類開設) ◎児童福祉論	
			障害者福祉	(障害科学類開設) ◎障害者福祉論 I ◎障害者福祉論 II	
	社会福祉援助技術	1 以上	社会福祉援助技術	(障害科学類開設) ◎相談支援の基盤と専門職 I ◎相談支援の基盤と専門職 II ◎相談援助の理論と方法 I ◎相談援助の理論と方法 II 相談援助の理論と方法 III 相談援助の理論と方法 IV 社会福祉調査論 地域福祉の理論と方法 I 地域福祉の理論と方法 II 権利擁護と成年後見制度 就労支援サービス論	
	介護理論及び介護技術	1 以上	介護理論	(障害科学類開設) ◎介護概論 I ◎介護概論 II	
			介護技術	(障害科学類開設) ◎介護技術	
	社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	1 以上	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	(障害科学類開設) ◎ <u>介護実習(事前及び事後指導含む。)</u> ◎ <u>ソーシャルワーク実習</u> ◎ <u>ソーシャルワーク演習 I</u> ◎ <u>ソーシャルワーク演習 II</u> ◎ <u>ソーシャルワーク演習 III</u>	下線2科目から1科目選択必修 二重下線3科目から1科目選択必修
	人体構造及び日常生活行動に関する理解	1 以上	人体構造及び日常生活行動に関する理解	(障害科学類開設) ◎医学概論 I	
	加齢及び障害に関する理解	1 以上	加齢及び障害に関する理解	(障害科学類開設) ◎高齢障害学 I ◎高齢障害学 II ◎障害原理論 I	
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 「介護実習」は、「福祉」免許のみの取得を希望する者を対象とする。高齢者施設、障害者施設など介護業務を行う施設を実習先とすること。
 5. 「ソーシャルワーク実習」は、社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者を対象とする。「福祉」免許を併せて取得する場合は、高齢者施設、障害者施設など介護業務を行う施設を実習先とすること。
 6. 区分「社会福祉援助技術」の相談支援の基盤と専門職 I・IIを、「障害科学類開設の相談援助の基盤と専門職 I・II」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理	物理学	1 以上	物理学	(生物学類開設) ◎物理学序説	
	化学	1 以上	化学	(生物学類開設) ◎化学序説 有機化学 I 有機化学 II	
	生物学	1 以上	生物学	(生物学類開設) ◎系統分類・進化学概論 ◎分子細胞生物学概論 ◎遺伝学概論 ◎生態学概論 ◎動物生理学概論 ◎植物生理学概論 動物系統分類学 I 植物系統分類学 I 動物生態学 I 植物生態学 I 進化遺伝学 I 生物物理学 I ゲノム生物学 I 分子進化学 II 数理生物学 I 細胞生物学 I 細胞生物学 II 発生生物学 I 動物生理学 I 植物生理学 I 代謝生理化学 I 植物バイオテクノロジー I 植物バイオテクノロジー II 寄生生物学 放射線生物学	6科目 セットで 必修
	地学	1 以上	地学	(物理学類開設) ◎地学序説	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(物理学類開設) ◎物理学実験	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎化学実験	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(生物学類開設) ◎基礎生物学実験 S ◎基礎生物学実験 F 生物物理学実験 電子顕微鏡実習 水圈生物学実習 陸域生物学実習 動物分類学臨海実習 動物分類学野外実習 植物分類学臨海実習 菌類分類学野外実習 水圈生態学実習 陸域生態学実習 多様性生態学実習 動物発生学臨海実習 微生物学実験 動物系統分類学実験 I 動物系統分類学実験 II 植物系統分類学実験 I 植物系統分類学実験 II 高原生態学実習 進化遺伝学実習 モデル生物多様性実習 ゲノム生物学実験 理論生態学野外実習 細胞生物学実験	2科目 セットで 必修
科					

			分子生物学実験 発生生物学実験 I 発生生物学実験 II 生殖生物学臨海実習 動物生理学実験 植物生理学実験 代謝生理化学実験 応用生物化学実験 I 応用生物化学実験 III 応用生物化学実験 II 植物バイオテクノロジー実験	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1以上	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (中学一種)	20			

(注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。

2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

3. 区分「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」の基礎生物学実験 S・F（2科目セット）を、「生物学類開設の基礎生物学実験 I・II・III（3科目セット）」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(生物学類開設) ◎物理学序説	
	化学	1 以上	化学	(生物学類開設) ◎化学序説 有機化学 I 有機化学 II	
	生物学	1 以上	生物学	(生物学類開設) ◎系統分類・進化学概論 ◎分子細胞生物学概論 ◎遺伝学概論 ◎生態学概論 ◎動物生理学概論 ◎植物生理学概論 動物系統分類学 I 植物系統分類学 I 動物生態学 I 植物生態学 I 進化遺伝学 I 生物物理学 I ゲノム生物学 I 分子進化学 II 数理生物学 I 細胞生物学 I 細胞生物学 II 発生生物学 I 動物生理学 I 植物生理学 I 代謝生理化学 I 植物バイオテクノロジー I 植物バイオテクノロジー II 寄生生物学 放射線生物学	6科目 セットで 必修
	地学	1 以上	地学	(物理学類開設) ◎地学序説	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎物理学実験	
			化学実験(コンピュータ活用を含む。)	(化学類開設) ◎化学実験	
			生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物学類開設) ◎基礎生物学実験 S ◎基礎生物学実験 F 生物物理学実験 電子顕微鏡実習 水圈生物学実習 陸域生物学実習 動物分類学臨海実習 動物分類学野外実習 植物分類学臨海実習 菌類分類学野外実習 水圈生態学実習 陸域生態学実習 多様性生態学実習 動物発生学臨海実習 微生物学実験 動物系統分類学実験 I 動物系統分類学実験 II 植物系統分類学実験 I 植物系統分類学実験 II 高原生態学実習 進化遺伝学実習 モデル生物多様性実習 ゲノム生物学実験 理論生態学野外実習 細胞生物学実験	2科目 セットで 必修

			分子生物学実験 発生生物学実験 I 発生生物学実験 II 生殖生物学臨海実習 動物生理学実験 植物生理学実験 代謝生理化学実験 応用生物化学実験 I 応用生物化学実験 III 応用生物化学実験 II 植物バイオテクノロジー実験	
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (高校一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、()内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 ただし高校1種の場合は、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験から選択した1以上の科目について、指定されたものを修得すること。
 4. 区分「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」の基礎生物学実験 S・F（2科目セット）を、「生物学類開設の基礎生物学実験 I・II・III（3科目セット）」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物資源学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(生物資源学類開設) ◎物理学 I・II(2科目セット), 流れの科学 I・II, 土の物理学 I・II, 熱・物質移動の科学 I・II, 高分子科学, 材料力学	
	化学	1 以上	化学	(生物資源学類開設) ◎化学 I・II(2科目セット), 生物物理化学, 環境化学, 分析化学, 植物機能化学, 環境保全科学, 生体模倣化学, 生物資源天然物化学, 有機化学, ゲノム情報生物学, 生化学, 基礎生物化学工学, 分子発生制御学, 複合材料工学	
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説 (生物資源学類開設) 資源植物保護学, 植物遺伝学, 資源動物学, 作物生産利用学, 園芸学, 生態学, 森林育成学, 森林植物学, 分子生物学	
	地学	1 以上	地学	(物理類開設) ◎地学序説 (生物資源学類開設) 農村・農地工学, 土壤科学	
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎物理学実験 バイオプロセスシミュレーション, 生物材料学実験	
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	1 以上	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎化学実験, 分析化学基礎実験, バイオテクノロジー基礎実験, 応用生命化学コース専門実験	
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	1 以上	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎農林生物学基礎実験, 農林生物学実験, 植物寄生菌学実験	
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	1 以上	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎地球学実験	
	合 計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「物理学」の物理学 I・II(2科目セット)を「生物資源学類開設の物理学」を取得することによって代えられるものとする。
4. 区分「化学」の化学 I・II(2科目セット)を「生物資源学類開設の化学」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「地学」の地学序説を、「化学類開設の地学序説」、「応用理工学類開設の地学序説」、「工学システム学類開設の地学序説」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」の物理学実験を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
7. 区分「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。
8. 区分「生物学」の生物学序説を「生物学類開設の生物学序説」、「物理学類開設の生物学序説」、「化学類開設の生物学序説」、「応用理工学類開設の生物学序説」を取得することによって代えられるものとする。
9. 区分「生物学」の生物学序説を「生物資源学類開設の資源生物学」を取得することによって代えられるものとする。
10. 区分「生物学実験(コンピュータの活用含む。)」の農林生物学基礎実験を「生物資源学類開設の生物学実験」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物資源学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
理	物理学	1 以上	物理学	(生物資源学類開設) ◎物理学 I・II(2科目セット), 流れの科学 I・II, 土の物理学 I・II, 熱・物質移動の科学 I・II, 高分子科学, 材料力学	
	化学	1 以上	化学	(生物資源学類開設) ◎化学 I・II(2科目セット), 生物物理化学, 環境化学, 分析化学, 植物機能化学, 環境保全科学, 生体模倣化学, 生物資源天然物化学, ゲノム情報生物学, 生化学, 基礎生物化学工学, 有機化学, 分子発生制御学, 複合材料工学	
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説 (生物資源学類開設) 資源植物保護学, 植物遺伝学, 資源動物学, 作物生産利用学, 園芸学, 生態学, 森林育成学, 森林植物学, 分子生物学	
	地学	1 以上	地学	(物理類開設) ◎地学序説 (生物資源学類開設) 農村・農地工学, 土壤科学	
科	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎物理学実験, バイオプロセスシミュレーション, 生物材料学実験	
			化学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎化学実験, 分析化学基礎実験, バイオテクノロジー基礎実験, 応用生命化学コース専門実験	
			生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎農林生物学基礎実験, 農林生物学実験, 植物寄生菌学実験	
			地学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物資源学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (高校一種)		2 0			

(注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。

2. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
4. 区分「物理学」の物理学 I・II(2科目セット)を「生物資源学類開設の物理学」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「化学」の化学 I・II(2科目セット)を「生物資源学類開設の化学」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「地学」の地学序説を、「化学類開設の地学序説」、「応用理工学類開設の地学序説」、「工学システム学類開設の地学序説」を取得することによって代えられるものとする。
7. 区分「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」の物理学実験を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
8. 区分「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。
9. 区分「生物学」の生物学序説を「生物学類開設の生物学序説」、「物理学類開設の生物学序説」、「化学類開設の生物学序説」、「応用理工学類開設の生物学序説」を取得することによって代えられるものとする。
10. 区分「生物学」の生物学序説を「生物資源学類開設の資源生物学」を取得することによって代えられるものとする。
11. 区分「生物学実験(コンピュータの活用含む。)」の農林生物学基礎実験を「生物資源学類開設の生物学実験」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物資源学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
技 術	木材加工（製図及び実習を含む。）	1 以上	木材加工	（生物資源学類開設） 生物材料学, ◎木材加工学	
			木材加工（製図及び実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎木材加工学実習	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	1 以上	金属加工（製図及び実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎機械・食品工学実験	
	機械（実習を含む。）	1 以上	機械	（生物資源学類開設） 生物機械工学, 生物施設工学	
			機械（実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎生物機械工学実習	
	電気（実習を含む。）	1 以上	電気（実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎環境工学基礎実験	
栽培	栽培（実習を含む。）	1 以上	栽培	（生物資源学類開設） 環境有機農業論	
			栽培（実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎生物資源生産科学実習, 森林育成学実験, 有機農業実習	
情報とコンピュータ (実習を含む。)	情報とコンピュータ	1 以上	情報とコンピュータ	（生物資源学類開設） 実用解析 I	
			情報とコンピュータ（実習を含む。）	（生物資源学類開設） ◎生物資源科学情報処理実習	
合 計 (中学一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「栽培（実習を含む。）」の生物資源生産科学実習を、「生物資源学類開設の生物資源生産科学実習 I」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 生物資源学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
	高等学校				
農 業	農業の関係科目	1 以上	農業の関係 科目	(生物資源学類開設) ◎ <u>生物資源科学入門</u> , ◎ <u>生物資源現代の課題</u> , 農村社会・農業経営学基礎演習, 比較環境農学, 流域保全学, 作物生産システム学, 作物生産学, 果樹生産利用学, 蔬菜生産学, 動物生産学, 植物栄養学, 農業経営・生産経済学, 生物生産システム学実習, 農業経営・生産経済学演習, 微生物分子遺伝学, 動物機能生理学, 植物環境感応学, 細胞培養工学 I ・ II , 測量学, 測量学実習, 工芸作物学, 園芸生産技術論 花卉学, 食と緑の環境工学インターンシップ, 土壤調査法実習, 森林生物学実習, 植物寄生菌学, 環境植物生態化学, 植物生理学, 応用微生物学, 植物病理学, 植物育種学, 応用動物昆虫学, 農耕文化史論, 農村社会学, 農村社会・農史学演習	下線 2 科 目から 1 科目選択 必修
	職業指導	1 以上		(教職科目その他開設) ◎職業指導	
合 計 (高校一種)		2 0			

(注) 1. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

2. 区分「農業の関係科目」の

- ①生物資源科学入門を「生物資源学類開設の資源にみる食品科学・技術の最前線」または「生物資源学類開設の生物資源の開発・生産と持続利用」のいずれかを取得することによって代えられるものとする。
- ②生物資源現代の課題を「生物資源学類開設の生物資源と環境」と「生物資源学類開設の生物資源としての遺伝子とゲノム」を取得することによって代えられるものとする。
- ③作物生産学を「生物資源学類開設の作物学」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 地球学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
地 理 歴 史	日本史	1 以上	日本史	(人文学類開設) ◎日本史概説 I -a・I -b(2科目セット) ◎日本史概説 II -a・II -b(2科目セット), 考古学概説 a・b 民俗学概説 a	下線2つから1つを選択必修
	外国史	1 以上	外国史	(人文学類開設) ◎東洋史概説 a・b ◎ヨーロッパ史概説 a・b ◎オリエント史概説 a・b 先史学概説 a・b 文化人類学概説-a・-b	下線2科目から1科目選択必修及び二重下線4科目から1科目選択必修
	人文地理学及び 自然地理学	1 以上	人文地理学	(地球学類開設) ◎人文地理学 都市地理学 交通地理学 農村地理学 地理情報システムA・B 地域計画論	
			自然地理学	(地球学類開設) ◎地形学 ◎水文科学 環境動態解析学 氷河凍土学 地生態学 海洋学 水環境リモートセンシング 水土環境動態論	下線2科目から1科目選択必修
	地誌	1 以上	地誌	(地球学類開設) ◎地誌学 経済地域論 観光地域論 社会地域論 世界地誌 I ・ II ・ III ・ IV	
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「日本史」の
 ①考古学概説 a・b を、「人文学類開設の考古学概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ②民俗学概説 a を、「人文学類開設の民俗学概説」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「外国史」の
 ①東洋史概説 a・b を、「人文学類開設の中国史概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ②ヨーロッパ史概説 a・b を、「人文学類開設のヨーロッパ史概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ③オリエント史概説 a・b を、「人文学類開設の古代西アジア史概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ④先史学概説 a・b を、「人文学類開設の先史学概説-a・-b」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑤文化人類学概説-a を、「人文学類開設の文化人類学概説」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「人文地理学」の地理情報システムA・Bを、「地球学類開設の地理情報システム(GIS)」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 地球学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(地球学類開設) ◎物理学序説	
	化学	1 以上	化学	(地球学類開設) ◎化学序説	
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1 以上	地学	(地球学類開設) ◎生物圏地球科学 A, B, ◎地球変動・資源科学 A, B, ◎地球物質科学 A, B, ◎大気科学, 地史学・古生物学 A, B, 地層学 A, B, 地球変動科学 A, B, 岩石学 A, B, 地球資源科学 A, B, 鉱物学 A, B, 火山学, 大気力学, 気象学, 気候システム学, 地圈水文学, 気圈水文学, 流域水文学, 堆積プロセス学, 斜面プロセス学, 地球学野外調査法, 第四紀環境変動論	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(物理学類開設) ◎物理学実験 1	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎化学実験	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(生物学類開設) ◎生物学実験	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験, 地質学基礎野外実験 I・II, 地質学野外実験 I・II・III・IV, 国際地質学総合野外実験 A・B, 大気科学実験 A・B, 大気科学野外実験, 水文科学実験 A・B, 水文科学野外実験, 地形学野外実験, 地形プロセス実験 A・B	
	合 計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「生物学」の生物学序説を、「生物学類開設の生物学序説」、「物理学類開設の生物学序説」、「化学類開設の生物学序説」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」の物理学実験 1 を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の地形学野外実験を、「地球学類開設の地形学野外実験 A 又は B」を取得することによって代えられるものとする。

生命環境学群 地球学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
理 科	物理学	1以上	物理学	(地球学類開設) ◎物理学序説	
	化学	1以上	化学	(地球学類開設) ◎化学序説	
	生物学	1以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1以上	地学	(地球学類開設) ◎生物圏地球科学 A, B, ◎地球変動・資源科学 A, B, ◎地球物質科学 A, B, ◎大気科学, 地史学・古生物学 A, B, 地層学 A, B, 地球変動科学 A, B, 岩石学 A, B, 地球資源科学 A, B, 鉱物学 A, B, 火山学, 大気力学, 気象学, 気候システム学, 地圈水文学, 気圈水文学, 流域水文学, 堆積プロセス学, 斜面プロセス学, 地球学野外調査法, 第四紀環境変動論	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(物理学類開設) ◎ <u>物理学実験1</u>	下線4科目 から1科目 選択必修
			化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎ <u>化学実験</u>	
			生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(生物学類開設) ◎ <u>生物学実験</u>	
			地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎ <u>地学実験</u> 地質学基礎野外実験 I・II 地質学野外実験 I・II・III・IV 国際地質学総合野外実験 A・B 大気科学実験 A・B, 大気科学野外実験 水文科学実験 A・B 水文科学野外実験 地形学野外実験 地形プロセス実験 A・B	
合 計 (高校一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「生物学」の生物学序説を、「生物学類開設の生物学序説」、「物理学類開設の生物学序説」、「化学類開設の生物学序説」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」の物理学実験1を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の地形学野外実験を、「地球学類開設の地形学野外実験A又はB」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 数学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(数学類開設) ◎線形代数 I , 線形代数 II・III , 線形代数続論 , 代数入門 , 代数学 IA・IB , 代数学 II・III・IV				
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(数学類開設) ◎トポロジー入門 , トポロジー A・B・C , 多様体入門 , 微分幾何学				
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(数学類開設) ◎微積分 I , 微積分 II・III , 数学リテラシー I・II , ベクトル解析と幾何 , 微分方程式入門 , 関数論 , 偏微分方程式 , ルベーブ積分 , 関数解析入門 , 複素解析 , 関数解析				
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(数学類開設) ◎数理統計学 I , 数理統計学 II , 確率論 I・II				
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(数学類開設) ◎計算機数学 I , 数理論理学 I				
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0						

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「代数学」の

- ①線形代数 I を、「理工学群学群共通科目（数学）の線形代数 1」を取得することによって代えられるものとする。
- ②線形代数 II を、「理工学群学群共通科目（数学）の線形代数 2」を取得することによって代えられるものとする。
- ③線形代数 III を、「理工学群学群共通科目（数学）の線形代数 3」を取得することによって代えられるものとする。
- ④線形代数 I 及び線形代数 II を、「情報学群開設の線形代数 A」を取得することによって代えられるものとする。

4. 区分「解析学」の

- ①微積分 I を、「理工学群学群共通科目（数学）の微積分 1」を取得することによって代えられるものとする。
- ②微積分 II を、「理工学群学群共通科目（数学）の微積分 2」を取得することによって代えられるものとする。
- ③微積分 III を、「理工学群学群共通科目（数学）の微積分 3」を取得することによって代えられるものとする。
- ④微積分 I 及び微積分 II を、「情報学群開設の微分積分 A」を取得することによって代えられるものとする。
- ⑤数学リテラシー I を、「理工学群学群共通科目（数学）の数学リテラシー 1」を取得することによって代えられるものとする。
- ⑥数学リテラシー II を、「理工学群学群共通科目（数学）の数学リテラシー 2」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 数学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
情 報 報	情報社会及び情報倫理	1 以上	情報社会及び 情報倫理	(理工学群開設) ◎知的財産と技術移転, 科学技術倫理 (工学システム学類開設) 工学システム概論, 工学システム原論	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	1 以上	コンピュータ 及び情報処理	(数学類開設) 計算機数学 II	
			コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	(数学類開設) ◎計算機演習	
	情報システム(実習を含む。)	1 以上	情報システム	(数学類開設) 数理論理学 II	
			情報システム (実習を含む。)	(情報科学類開設) ◎データベース概論 I	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1 以上	情報通信ネットワーク	(数学類開設) 統計学, 曲面論	
			情報通信ネットワーク(実習を含む。)	(数学類開設) ◎曲面論演習, 統計学演習, 線形代数 I 演習 線形代数 II 演習	
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	マルチメディア表現及び技術	1 以上	マルチメディア表現及び技術	(数学類開設) 集合入門	
			マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	(数学類開設) ◎集合入門演習	
情報と職業	1 以上	情報と職業	(教職科目その他開設) ◎情報と職業 (社会工学類開設) 経営工学概論 (国際総合学類開設) 産業・組織心理学		
合 計 (高校一種)	2 0				

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 区分「情報通信ネットワーク(実習を含む。)」の
 　①線形代数 I 演習を、「数学類開設の線形代数演習 S」を取得することによって代えられるものとする。
 　②線形代数 II 演習を、「数学類開設の線形代数演習 F」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「情報と職業」の
 　①経営工学概論は、2021年度は開設学類生のみ履修可能。
 　②産業・組織心理学を、「社会工学類開設の産業・組織心理学」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 物理学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項		最低修得単位数			
	中学校	高等学校				
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(物理学類開設) ◎計算物理学3 (数学類開設) ◎線形代数 I・II 代数入門 線形代数続論	下線 3 科目から 1 科目選択必修
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(数学類開設) ◎トポロジー入門 ◎一般相対性理論 トポロジー A・B・C, 多様体入門 微分幾何学	下線 2 科目から 1 科目選択必修
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(物理学類開設) ◎物理数学 1 物理数学 2	
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(物理学類開設) ◎統計力学 1 ◎統計力学 2	1 科目選択必修
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(物理学類開設) ◎計算物理学 1 ◎計算物理学 2	1 科目選択必修
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは 1 科目以上にわたり修得すればよい。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「代数学」の
- ①計算物理学 3 を、「物理学類開設の計算物理学 III」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②線形代数 I・II を、「理工学群学群共通科目（数学）の数学リテラシー 1・2」を取得することによって代えられるものとする。
4. 区分「幾何学」の一般相対性理論を、「物理学類開設の一般相対性理論」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「解析学」の
- ①物理数学 1 を、「物理学類開設の物理数学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②物理数学 2 を、「物理学類開設の物理数学 II」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「確率論、統計学」の統計力学 1・2 を、「物理学類開設の統計力学 I・II」を取得することによって代えられるものとする。
7. 区分「コンピュータ」の計算物理学 1・2 を、「物理学類開設の計算物理学 I・II」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 物理学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
	中学校				
理 科	物理学	1 以上	物理学	(物理学類開設) ◎力学 4・5, ◎電磁気学 4・5, 熱物理学, 連続体物理学, 量子力学 1・2・3・4, 原子核物理学, 特殊相対性理論, プラズマ物理学, 物理実験学 1・2, 物性物理学概論, プラズマ物理学概論, 素粒子物理学概論, 物性物理学, 原子核物理学概論, 宇宙物理学, 宇宙物理学概論, 素粒子物理学	下線 2 科目 から 1 科目 選択必修及 び二重 下線 2 科目 から 1 科目 選択必修
	化学	1 以上	化学	(物理学類開設) ◎化学 1 化学 2, 化学 3	
	生物学	1 以上	生物学	(物理学類開設) ◎生物物理学 ◎生物学序説	1 科目選択 必修
	地学	1 以上	地学	(物理学類開設) ◎地学序説	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1 以上	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎物理学実験 1, 物理学実験 2, 物理学実験 3	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1 以上	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎化学実験	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1 以上	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎生物学実験 生物物理学実験	
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1 以上	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (中学一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「物理学」の
- ①力学 4 を、「物理学類開設の物理学入門」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②力学 5 を、「物理学類開設の解析力学」を取得することによって代えられるものとする。
 - ③電磁気学 4・5 を、「物理学類開設の専門電磁気学 II・III」を取得することによって代えられるものとする。
 - ④連続体物理学を、「物理学類開設の連続体力学」を取得することによって代えられるものとする。
 - ⑤量子力学 1 を、「物理学類開設の量子力学序論」を取得することによって代えられるものとする。
 - ⑥量子力学 2・3・4 を、「物理学類開設の量子力学 I・II・III」を取得することによって代えられるものとする。
 - ⑦物理実験学 1・2 を、「物理学類開設の実験物理学 I・II」を取得することによって代えられるものとする。
4. 区分「化学」の化学 1・2・3 を、「化学類開設の化学 1・2・3」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「生物学」の生物物理学科学を、「物理学類開設の生物物理学概論」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)」の
- ①物理学実験 1 を、「物理学類開設の物理学実験 I」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②物理学実験 2・3 を、「物理学類開設の物理学実験 II」を取得することによって代えられるものとする。
7. 区分「化学実験 (コンピュータ活用を含む。)」の化学実験を、「化学類開設の化学実験」を取得することによって代えられるものとする。
8. 区分「生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)」の
- ①生物学実験を、「生物学類開設の生物学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②生物物理学実験を、「生物学類開設の生物物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
9. 区分「地学実験 (コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 物理学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(物理学類開設) ◎力学 4・5, ◎電磁気学 4・5, 熱物理学, 連続体物理学, 量子力学 1・2・3・4, 原子核物理学, 特殊相対性理論, プラズマ物理学, 物理実験学 1・2, 物性物理学概論, プラズマ物理学概論, 素粒子物理学概論, 物性物理学, 原子核物理学概論, 宇宙物理学, 宇宙物理学概論, 素粒子物理学	下線 2 科目 から 1 科選 択必修及 び二重下 線 2 科目か ら 1 科目選 択必修
	化学	1 以上	化学	(物理学類開設) ◎化学 1 化学 2 化学 3	
	生物学	1 以上	生物学	(物理学類開設) ◎生物物理科学 ◎生物学序説	1 科目選択 必修
	地学	1 以上	地学	(物理学類開設) ◎地学序説	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	(物理学類開設) ◎物理学実験 1 物理学実験 2 物理学実験 3	
			化学実験(コンピュータ活用を含む。)	(化学類開設) ◎化学実験	
			生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	(生物学類開設) ◎生物学実験 生物物理学実験	
			地学実験(コンピュータ活用を含む。)	(地球学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (高校一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは 1 科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「物理学」の
 ①力学 4 を、「物理学類開設の物理学入門」を取得することによって代えられるものとする。
 ②力学 5 を、「物理学類開設の解析力学」を取得することによって代えられるものとする。
 ③電磁気学 4・5 を、「物理学類開設の専門電磁気学 II・III」を取得することによって代えられる
 ものとする。
 ④連続体物理学を、「物理学類開設の連続体力学」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑤量子力学 1 を、「物理学類開設の量子力学序論」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑥量子力学 2・3・4 を、「物理学類開設の量子力学 I・II・III」を取得することによって代えられる
 ものとする。
 ⑦物理実験学 1・2 を、「物理学類開設の実験物理学 I・II」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「化学」の化学 1・2・3 を、「化学類開設の化学 1・2・3」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「生物学」の生物物理科学を、「物理学類開設の生物物理学概論」を取得することによって代えら
れるものとする。
 7. 区分「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」の
 ①物理学実験 1 を、「物理学類開設の物理学実験 I」を取得することによって代えられるものとする。
 ②物理学実験 2・3 を、「物理学類開設の物理学実験 II」を取得することによって代えられるものと
する。
 8. 区分「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得
することによって代えられるものとする。

理工学群 化学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(化学類開設) ◎力学1・2・3 ◎電磁気学1・2・3	下線3科目 から1科目 選択必修 及び二重 下線3科目 から1科目 選択必修
	化学	1 以上	化学	(化学類開設) ◎無機化学 I ◎分析化学 A・B ◎物理化学 1A・1B・2A・2B ◎有機化学 I・II ◎生物化学 無機化学 II・III 物理化学 3A・3B・4 凝縮系物理化学 有機化学 III・IV 生物化学 II 放射化学 計算化学、合成有機化学 構造有機化学、錯体物性化学 環境放射化学 基礎専門化学外書講読 専門外書講読	
	生物学	1 以上	生物学	(化学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1 以上	地学	(化学類開設) ◎地学序説	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎物理学実験 1	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎化学実験 基礎化学実験	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(化学類開設) ◎生物学実験	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験	
	合 計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「物理学」の力学1・2・3及び電磁気学1・2・3を、「物理学類開設の力学1・2・3及び電磁気学1・2・3」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「化学」の
 　①分析化学 A・B (2科目) を、「化学類開設の分析化学」を取得することによって代えられるものとする。
 　②物理化学 1A・1B (2科目) を、「化学類開設の物理化学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 　③物理化学 2A・2B (2科目) を、「化学類開設の物理化学 II」を取得することによって代えられるものとする。
 　④物理化学 3A・3B (2科目) を、「化学類開設の物理化学 III」を取得することによって代えられるものとする。
 　⑤物理化学 4 及び凝縮系物理化学 (2科目) を、「化学類開設の物理化学 IV」を取得することによって代えられるものとする。
 　⑥基礎専門化学外書講読を、「化学類開設の基礎化学外書講読」を取得することによって代えられるものとする。
 　⑦専門外書講読を、「化学類開設の専門化学外書講読」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」の物理学実験 1 を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」の生物学実験を、「生物学類開設の生物学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 化学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理	物理学	1 以上	物理学	(化学類開設) ◎力学1・2・3 ◎電磁気学1・2・3	下線3科目 から1科目 選択必修 及び二重 下線3科目 から1科目 選択必修
	化学	1 以上	化学	(化学類開設) ◎無機化学 I ◎分析化学 A・B ◎物理化学 1A・1B・2A・2B ◎有機化学 I・II ◎生物化学 無機化学 II・III 物理化学 3A・3B・4 凝縮系物理化学 有機化学 III・IV 生物化学 II 放射化学, 計算化学, 合成有機化学 構造有機化学, 錯体物性化学 環境放射化学 基礎専門化学外書講読 専門外書講読	
	生物学	1 以上	生物学	(化学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1 以上	地学	(化学類開設) ◎地学序説	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	(化学類開設) ◎物理学実験 1	
科		1 以上	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	(化学類開設) ◎化学実験 基礎化学実験	
			生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	(化学類開設) ◎生物学実験	
			地学実験(コンピュータ活用を含む。)	(地球学類開設) ◎地球学実験	
合 計 (高校一種)		20			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、()内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「物理学」の力学1・2・3及び電磁気学1・2・3を、「物理学類開設の力学1・2・3及び電磁気学1・2・3」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「化学」の
 ①分析化学 A・B(2科目)を、「化学類開設の分析化学」を取得することによって代えられるものとする。
 ②物理化学 1A・1B(2科目)を、「化学類開設の物理化学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 ③物理化学 2A・2B(2科目)を、「化学類開設の物理化学 II」を取得することによって代えられるものとする。
 ④物理化学 3A・3B(2科目)を、「化学類開設の物理化学 III」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑤物理化学 4及び凝縮系物理化学(2科目)を、「化学類開設の物理化学 IV」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑥基礎専門化学外書講読を、「化学類開設の基礎化学外書講読」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑦専門外書講読を、「化学類開設の専門化学外書講読」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)」の物理学実験 1を、「物理学類開設の物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「生物学実験(コンピュータ活用を含む。)」の生物学実験を、「生物学類開設の生物学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 8. 区分「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 応用理工学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項		最低修得単位数			
	中学校	高等学校				
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(応用理工学類開設) ◎線形代数 I A・I B・II, 応用数学 I ・ II	下線3科目 から1科目 選択必修
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(応用理工学類開設) ◎解析学 I B, 解析学 II A・II B	
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(応用理工学類開設) ◎解析学 I A, 力学B, 解析力学	
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計 学」	(応用理工学類開設) ◎確率・統計学 統計力学 I ・ II	
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(応用理工学類開設) ◎応用理工学情報処理, 計算機実習, デジタル電子回路, 集積回路工学, 電気回路, アナログ電子回路 (工学システム学類開設) プログラミング序論 C, データ構造とアルゴリズム	
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「代数学」の
- ①線形代数 I A を、「応用理工学類開設の線形代数 A」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②線形代数 I B を、「応用理工学類開設の線形代数 B」を取得することによって代えられるものとする。
4. 区分「幾何学」の
- ①解析学 I B を、「応用理工学類開設の解析学 B」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②解析学 II A または II B を、「応用理工学類開設の解析学 C」を取得することによって代えられるものと
する。
5. 区分「解析学」の
- ①解析学 I A を、「応用理工学類開設の解析学 A」を取得することによって代えられるものとする。
 - ②力学 B を、「応用理工学類開設の解析力学 B」を取得することによって代えられるものとする。
 - ③解析力学を、「応用理工学類開設の解析力学 A」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「確率論、統計学」の確率・統計学を、「応用理工学類開設の確率論、統計学(2科目セット)」を
取得することによってえられるものとする。
7. 区分「コンピュータ」の集積回路工学を、「応用理工学類開設の集積回路工学1」を取得することに
よって代えられるものとする。

理工学群 応用理工学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(応用理工学類開設) ◎力学 A, 電磁気学 A・B, 量子力学 I・II・III, 熱力学, 固体物理学 A・B, 物理計測, 光学, レーザー光学, プラズマ工学, 回折結晶学, 光物性工学	
	化学	1 以上	化学	(応用理工学類開設) ◎ <u>化学 I A・I B・II A・II B・III A・III B</u> , 有機化学 A・B, 高分子化学, 電気化学, 有機電子論	下線 6 科 目から 1 科目選択 必修
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説 (応用理工学類開設) 生物工学概論, 生命科学 A・B	
	地学	1 以上	地学	(応用理工学類開設) ◎地学序説	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(応用理工学類開設) ◎物理学系応用理工学実験	
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(応用理工学類開設) ◎化学系応用理工学実験	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(生物学類開設) ◎生物学実験	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験, 地質学基礎野外実験 I・II	
	合 計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「物理学」の
 ①固体物理学 A を、「応用理工学類開設の固体物理学 1」を取得することによって代えられるものとする。
 ②固体物理学 B を、「応用理工学類開設の固体物理学 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ③光物性工学を、「応用理工学類開設の光物性工学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「化学」の
 ①化学 I A, II A を、「応用理工学類開設の化学 A」を取得することによって代えられるものとする。
 ②化学 I B, II B を、「応用理工学類開設の化学 B」を取得することによって代えられるものとする。
 ③化学 III A を、「応用理工学類開設の化学 C」を取得することによって代えられるものとする。
 ④化学 III B を、「応用理工学類開設の化学 D」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑤有機化学 A を、「応用理工学類開設の有機化学 1」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑥有機化学 B を、「応用理工学類開設の有機化学 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑦高分子化学を、「応用理工学類開設の高分子科学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑧電気化学を、「応用理工学類開設の電気化学 A」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑨有機電子論を、「応用理工学類開設の有機化学 4」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「生物学」の
 ①生物学序説を、「生物学類・物理学類・化学類・応用理工学類・工学システム学類開設の生物学序説」
 を取得することによって代えられるものとする。
 ②生物工学概論を、「応用理工学類開設の分子工学概論」を取得することによって代えられるものと
 る。
 ③生命科学 A を、「応用理工学類開設の生命科学 1」を取得することによって代えられるものとする。
 ④生命科学 B を、「応用理工学類開設の生命科学 2」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」の物理学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の
 応用理工物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」の化学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の応用
 理工化学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 8. 区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得す
 ることによって代えられるものとする。

理工学群 応用理工学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(応用理工学類開設) ◎力学 A, 電磁気学 A・B, 熱力学, 物理計測, レーザー光学, 回折結晶学,	
	化学	1 以上	化学	(応用理工学類開設) ◎ <u>化学 I A・I B・II A・II B・III A・III B</u> , 有機化学 A・B, 高分子化学, 電気化学, 有機電子論	下線 6 科目から 1 科目選択必修
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説 (応用理工学類開設) 生物工学概論, 生命科学 A・B	
	地学	1 以上	地学	(応用理工学類開設) ◎地学序説	
	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(応用理工学類開設) ◎ <u>物理学系応用理工学実験</u>	下線 2 科目から 1 科目選択必修
合 計 (高校一種)		2 0		(応用理工学類開設) ◎ <u>化学系応用理工学実験</u>	

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「物理学」の
 ①固体物理学 A を、「応用理工学類開設の固体物理学1」を取得することによって代えられるものとする。
 ②固体物理学 B を、「応用理工学類開設の固体物理学2」を取得することによって代えられるものとする。
 ③光物性工学を、「応用理工学類開設の光物性工学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「化学」の
 ①化学 I A, II A を、「応用理工学類開設の化学 A」を取得することによって代えられるものとする。
 ②化学 I B, II B を、「応用理工学類開設の化学 B」を取得することによって代えられるものとする。
 ③化学 III A を、「応用理工学類開設の化学 C」を取得することによって代えられるものとする。
 ④化学 III B を、「応用理工学類開設の化学 D」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑤有機化学 A を、「応用理工学類開設の有機化学1」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑥有機化学 B を、「応用理工学類開設の有機化学2」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑦高分子化学を、「応用理工学類開設の高分子科学 I」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑧電気化学を、「応用理工学類開設の電気化学 A」を取得することによって代えられるものとする。
 ⑨有機電子論を、「応用理工学類開設の有機化学4」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「生物学」の
 ①生物学序説を、「生物学類・物理学類・化学類・応用理工学類・工学システム学類開設の生物学序説」を取得することによって代えられるものとする。
 ②生物工学概論を、「応用理工学類開設の分子工学概論」を取得することによって代えられるものとする。
 ③生命科学 A を、「応用理工学類開設の生命科学1」を取得することによって代えられるものとする。
 ④生命科学 B を、「応用理工学類開設の生命科学2」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」の物理学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の応用理工物理学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 8. 区分「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」の化学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の応用理工化学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 工学システム学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(工学システム学類開設) ◎線形代数総論 A, 応用数学 A・B				
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(工学システム学類開設) ◎線形代数総論 B				
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(工学システム学類開設) ◎解析学総論, 常微分方程式, 複素解析				
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(工学システム学類開設) ◎確率統計, 信頼性工学				
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(工学システム学類開設) ◎プログラミング序論 C, データ構造とアルゴリズム, ヒューマンインターフェース, 知的情報処理, デジタル信号処理, 応用プログラミング				
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0						

(注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。

2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

理工学群 工学システム学類（中学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(工学システム学類開設) ◎力学総論, ◎電磁気学総論, 電気回路, ◎熱力学基礎, ◎応用熱力学, 材料力学基礎, 応用材料力学, 流体力学基礎, 応用流体力学	下線2科目 から1科目 選択必修
	化学	1 以上	化学	(理工学群開設) ◎化学1・2・3(3科目セット) (工学システム学類開設) 燃焼工学, 物理化学概論	
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1 以上	地学	(工学システム学類開設) ◎地学序説	
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	(工学システム学類開設) ◎ <u>工学システム基礎実験A・B</u>	下線2科目 から1科目 選択必修
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	化学実験（コンピュータ活用を含む。）	(応用理工学類開設) ◎化学系応用理工学実験	
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	(生物学類開設) ◎生物学実験	
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1 以上	地学実験（コンピュータ活用を含む。）	(地球学類開設) ◎地球学実験, 地質学基礎野外実験I・II	
	合 計 (中学一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」の化学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の応用理工化学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 工学システム学類（高等学校一種・理科）

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位 数			
		高等学校			
理 科	物理学	1 以上	物理学	(工学システム学類開設) ◎力学総論, ◎電磁気学総論, 電気回路, ◎熱力学基礎, ◎応用熱力学, 材料力学基礎, 応用材料力学, 流体力学基礎, 応用流体力学	下線2科目 から1科目 選択必修
	化学	1 以上	化学	(理工学群開設) ◎化学1・2・3(3科目セット) (工学システム学類開設) 燃焼工学, 物理化学概論	
	生物学	1 以上	生物学	(工学システム学類開設) ◎生物学序説	
	地学	1 以上	地学	(工学システム学類開設) ◎地学序説	
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	1 以上	物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	(工学システム学類開設) ◎工学システム基礎実験A・B (応用理工学類開設) ◎化学系応用理工学実験 (生物学類開設) ◎生物学実験 (地球学類開設) ◎地球学実験, 地質学基礎野外実験I・II	下線2科目 から1科目 選択必修
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、()内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「化学実験(コンピュータ活用を含む。)」の化学系応用理工学実験を、「応用理工学類開設の応用理工化学実験」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「地学実験(コンピュータ活用を含む。)」の地球学実験を、「地球学類開設の地学実験」を取得することによって代えられるものとする。

理工学群 工学システム学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位 数			
		高等学校			
情 報 報	情報社会及び情報倫理	1 以上	情報社会及び 情報倫理	(理工学群開設) 知的財産と技術移転, 科学技術倫理 (工学システム学類開設) ◎工学者のための倫理, 研究・開発原論	
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	1 以上	コンピュータ 及び情報処理	(工学システム学類開設) 計測工学, ◎コンピュータとネットワーク, ◎フィードバック制御, 電子回路, 論理回路, 離散数学, 人工知能, 環境リモートセンシング (工学システム学類開設) プログラミング序論 A・B・D	下線2科目 から1科目 選択必修
	情報システム（実習を含む。）	1 以上	情報システム （実習を含む。）	(工学システム学類開設) ◎情報理論 (情報科学類開設) データベース概論 I	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1 以上	情報通信ネットワーク （実習を含む。）	(工学システム学類開設) 通信工学, ◎情報通信システム論 I・II (工学システム学類開設) 数値解析, 数値計算法	下線2科目 から1科目 選択必修
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	1 以上	マルチメディア表現及び技術 （実習を含む。）	(工学システム学類開設) ◎画像処理, パターン認識 (工学システム学類開設) 知的・機能工学システム実験	
	情報と職業	1 以上	情報と職業	(教職科目その他開設) ◎情報と職業 (工学システム学類開設) 産業技術論 I・II	
	合 計 (高校一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

理工学群 工学システム学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
工 業	工業の関係科目	1 以上	工業の関係 科目	(工学システム学類開設) ◎工学システム原論 ◎エネルギー・メカニクス専門実験, ◎エネルギー・メカニクス応用実験, ◎建築設計製図 I ~ III, 機械設計, 構造力学 I , 材料科学基礎, ◎システム最適化, 複合材料学, 電磁力工学, 電力工学, 線形システム制御, 土質力学, コンクリート工学, システムダイナミックス, ロボット工学, 振動工学 I 地圏気圏の環境論, パワーエレクトロニクス, 伝熱工学, エネルギー機器学 I ・ II , エネルギー学入門, ◎メカトロニクス機能要素概論, メカトロニクス機構解析	下線2科目 から1科目 選択必修 及び二重 下線3科目 から1科目 選択必修
	職業指導	1 以上	職業指導	(教職科目その他開設) ◎職業指導	
合 計 (高校一種)		2 0			

(注) 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

理工学群 社会工学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(理工学群開設) ◎線形代数1 線形代数2 線形代数3				
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(社会工学類開設) ◎数理最適化法 都市解析 データ解析				
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(理工学群開設) ◎微積分1 微積分2 微積分3				
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(社会工学類開設) ◎統計学 応用確率論				
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(社会工学類開設) ◎計算機科学 情報ネットワーク シミュレーション				
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0						

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

情報学群 情報科学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項		最低修得単位数			
	中学校	高等学校				
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(情報科学類開設) ◎線形代数B, コンピュータ数学, 離散構造	
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(情報科学類開設) ◎コンピュータグラフィックス基礎, インタラクティブCG	
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(情報科学類開設) ◎微積分B, 微積分C, 数値計算法, 数理メディア情報学, 複素関数論	
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統 計学」	(情報科学類開設) ◎確率・統計, 情報理論	
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(情報科学類開設) 論理と形式化, システム制御概論, ◎数理アルゴリズムとシミュレー ーション, ◎オートマトンと形式言語, 信号処理, 人工知能, プログラム理論	下線2科目 から1科目 選択必修
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 3. 区分「解析学」の
 ①微積分Bを、「情報科学類開設の微分積分学」を取得することによって代えられるものとする。
 ②微積分Cを、「情報科学類開設の微分積分C」を取得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「コンピュータ」の信号処理を、「情報科学類開設の信号処理概論」を取得することによって代えられるものとする。

情報学群 情報科学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
情 報	情報社会及び情報倫理	1 以上	情報社会及び 情報倫理	(情報学群開設) ◎情報社会と法制度, 知的財産概論	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	1 以上	コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	(情報科学類開設) 論理システム, 計算機アーキテクチャ, VLSI工学, オペレーティングシステム I, 電子回路	
				(情報科学類開設) ◎データ構造とアルゴリズム, データ構造とアルゴリズム実験, 論理回路, 論理回路実験, 論理システム実験, プログラム言語処理	
	情報システム(実習を含む。)	1 以上	情報システム	(情報科学類開設) ソフトウェア工学, データベース概論 II	
			情報システム(実習を含む。)	(情報科学類開設) ◎データベース概論 I	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1 以上	情報通信ネットワーク	(情報科学類開設) 分散システム, 情報セキュリティ	
			情報通信ネットワーク(実習を含む。)	(情報科学類開設) ◎コンピュータネットワーク, ◎システムプログラム	1科目選択必修
報	マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	1 以上	マルチメディア表現及び技術	(情報メディア創成類開設) 自然言語処理, ◎ヒューマンインターフェース, 視覚情報科学 (情報科学類・国際総合学類共同開設) 音声聴覚情報処理	
			マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	(情報科学類開設) 画像メディア工学	
	情報と職業	1 以上	情報と職業	(教職科目その他開設) ◎情報と職業 (情報科学類開設) インターンシップ I・II	
	合 計 (高校一種)	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「コンピュータ及び情報処理」のオペレーティングシステム I を、「情報科学類開設のオペレーティングシステム」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「マルチメディア表現及び技術」の
 ①自然言語処理を、「情報科学類開設の自然言語処理」を取得することによって代えられるものとする。
 ②ヒューマンインターフェースを、「情報科学類開設のヒューマンインターフェース」を取得することによって代えられるものとする。
 ③視覚情報科学を、「情報科学類開設の視覚情報科学」を取得することによって代えられるものとする。
 ④音声聴覚情報処理を、「情報科学類開設の音声聴覚情報処理」を取得することによって代えられるものとする。

情報学群 情報メディア創成学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(情報メディア創成学類開設) ◎線形代数 I・II, ◎情報数学 I・IV, 情報数学 II	下線4科目 から1科目 選択必修			
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(情報メディア創成学類開設) ◎CG基礎, インターラクティブCG 情報数学III				
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(情報メディア創成学類開設) ◎解析 I・II, 信号とシステム	下線2科目 から1科目 選択必修			
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(情報メディア創成学類開設) ◎確率と統計, ◎統計分析法, 情報理論	下線2科目 から1科目 選択必修			
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(情報メディア創成学類開設) ◎プログラミング IA, IB, ◎プログラミング実習 IA, IB, 情報メディア実験 A, B, システム数理 I, II, III, 知識・自然言語処理, パターン認識, 情報可視化	下線4科目 から1科目 選択必修			
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0						

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、「」のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
2. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
3. 区分「代数学」の
- ①線形代数 I を、「情報学群開設の線形代数 A」を修得することによって代えられるものとする。
 - ②線形代数 II を、「情報メディア創成学類開設の線形代数 B」を修得することによって代えられるものとする。
 - ③情報数学 I を、「情報学群開設の情報数学 A」を修得することによって代えられるものとする。
 - ④情報数学 II を、「情報メディア創成学類開設の情報数学 B」を修得することによって代えられるものとする。
 - ⑤情報数学 IV を、「情報メディア創成学類開設の情報数学 D」を修得することによって代えられるものとする。
4. 区分「幾何学」の情報数学 III を、「情報メディア創成学類開設の情報数学 C」を修得することによって代えられるものとする。
5. 区分「解析学」の
- ①解析 I を、「情報学群開設の微分積分 A」を修得することによって代えられるものとする。
 - ②解析 II を、「情報メディア創成学類開設の微分積分 B」を修得することによって代えられるものとする。
6. 区分「コンピュータ」のプログラミング IA・IB, プログラミング実習 IA・IB (4科目) を、「情報メディア創成学類開設のプログラミング」を修得することによって代えられるものとする。

情報学群 情報メディア創成学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
情 報	情報社会及び情報倫理	1 以上	情報社会及び 情報倫理	(情報学群開設) ◎情報社会と法制度, 知的財産概論 (情報メディア創成学類開設) ◎情報メディア概論	下線2科目 から1科目 選択必修
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	1 以上	コンピュータ 及び情報処理	(情報メディア創成学類開設) プログラミングⅡ, コンピュータシステムとOS, プログラム言語論, データ構造とアルゴリズム	
			コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	(情報メディア創成学類開設) ◎プログラミング実習Ⅱ, データ構造とアルゴリズム実習	
	情報システム（実習を含む。）	1 以上	情報システム	(情報メディア創成学類開設) コンテンツ流通基盤概論, データベースシステムⅡ	
			情報システム (実習を含む。)	(情報メディア創成学類開設) ◎データ工学概論, データベースシステムⅠ	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）	1 以上	情報通信ネットワーク	(情報メディア創成学類開設) ネットワークメディア概論, 通信ネットワーク, 情報通信プラットフォーム論	
			情報通信ネットワーク（実習を含む。）	(情報メディア創成学類開設) ◎Web プログラミング	
報	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	1 以上	マルチメディ ア表現及び技 術	(情報メディア創成学類開設) 実世界指向システム, 先端技術とメディア表現, 視覚情報科学, 人間計測の方法	
			マルチメディ ア表現及び技 術（実習を含 む。）	(情報メディア創成学類開設) マークアップ言語, 画像・映像情報処理, 音楽・音響情報処理, ◎インタラクションデザイン	
	情報と職業	1 以上	情報と職業	(教職科目その他開設) ◎情報と職業	
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）」の
 ①プログラミングⅡを、「情報学群開設のプログラミング入門 B」を修得することによって代えられるものとする。
 ②プログラミング実習Ⅱを、「情報学群開設のプログラミング入門 A」を修得することによって代えられるものとする。

情報学群 知識情報・図書館学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		中学校			
社会	日本史及び外国史	1 以上	日本史	(日本語・日本文化学類開設) ◎ <u>日本研究概論 I・II(2科目セット)</u> ◎ <u>日本の歴史概論</u> (知識情報・図書館学類開設) 日本図書学	下線2つから1つ選択必修
			外国史	(比較文化学類開設) ◎ <u>欧米研究概論</u> (日本語・日本文化学類開設) ◎ <u>アジア研究概論 I</u> ◎ <u>東洋の歴史と文化</u> (知識情報・図書館学類開設) 図書館文化史論	下線2科目から1科目選択必修
	地理学(地誌を含む。)	1 以上	地理学(地誌を含む。)	(地球学類開設) ◎人文地理学, ◎地誌学 (知識情報・図書館学類開設) 教育文化政策	
	「法学, 政治学」	1 以上	「法学, 政治学」	(知識情報・図書館学類開設) ◎情報法, 知的財産権論 A	
	「社会学, 経済学」	1 以上	「社会学, 経済学」	(知識情報・図書館学類開設) ◎メディア社会学, 量的調査法, メディア社会文化論, 質的調査法, 情報行動論, 経営・組織論	
会	「哲学, 哲理学, 宗教学」	1 以上	「哲学, 哲理学, 宗教学」	(知識情報・図書館学類開設) ◎哲学, 知識論	
	合 計 (中学一種)	2 0			

(注) 1. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。

2. 区分「日本史」の

①日本研究概論 I・II(2科目セット)を, 「比較文化学類開設の日本研究概論 I・II(2科目セット)」を修得することによって代えられるものとする。

②日本の歴史概論を, 「日本語・日本文化学類開設の共生のための歴史学」を修得することによって代えられるものとする。

3. 区分「外国史」のアジア研究概論 Iを, 「比較文化学類開設のアジア研究概論」を修得することによって代えられるものとする。

情報学群 知識情報・図書館学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	1 以上	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	（知識情報・図書館学類開設） ◎情報法、 知的財産権論 A	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	1 以上	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	（知識情報・図書館学類開設） ◎メディア社会学、 量的調査法、 メディア社会文化論、 質的調査法、 情報行動論、 経営・組織論	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1 以上	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	（知識情報・図書館学類開設） ◎哲学、 知識論、 メディア教育の実践と評価	
合 計 (高校一種)		2 0			

(注) 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

情報学群 知識情報・図書館学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考			
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数							
		中学校	高等学校						
数 学	代数学	1 以上	1 以上	代数学	(知識情報・図書館学類開設) ◎基礎数学 B, 情報数学				
	幾何学	1 以上	1 以上	幾何学	(情報メディア創成学類開設) ◎CG 基礎, 情報数学 III, インターラクティブ CG				
	解析学	1 以上	1 以上	解析学	(知識情報・図書館学類開設) ◎基礎数学 A (情報科学類開設) 数値計算法, 解析学 III, 複素関数論				
	「確率論、統計学」	1 以上	1 以上	「確率論、統計学」	(知識情報・図書館学類開設) ◎統計, 多変量解析, 機械学習, データマイニング				
	コンピュータ	1 以上	1 以上	コンピュータ	(知識情報・図書館学類開設) ◎データ構造とアルゴリズム, 知識情報演習 III				
合 計 (中学一種、高校一 種)		2 0	2 0						

- (注) 1. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 2. 区分「代数学」の基礎数学 B を、「知識情報・図書館学類開設の情報数学 B」を修得することによって代えられるものとする。
 3. 区分「幾何学」の情報数学 III を、「情報メディア創成学類の情報数学 C」を修得することによって代えられるものとする。
 4. 区分「解析学」の基礎数学 A を、「情報科学類開設の微分積分 B」または「情報メディア創成学類開設の微分積分 B」のいずれか 1 科目を修得することによって代えられるものとする。

情報学群 知識情報・図書館学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位数			
		高等学校			
情 報	情報社会及び情報倫理	1 以上	情報社会及び 情報倫理	(情報学群開設) ◎情報社会と法制度, 知的財産概論	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	1 以上	コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	(知識情報・図書館学類開設) ◎プログラミング演習Ⅰ, データ表現と処理, コンピュータシステムとネットワーク	
	情報システム(実習を含む。)	1 以上	情報システム (実習を含む。)	(知識情報・図書館学類開設) ◎情報検索システム, データベース概説, 自然言語解析基礎	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	1 以上	情報通信ネットワーク(実 習を含む。)	(知識情報・図書館学類開設) ◎Web プログラミング, クラウドコンピューティング	
	マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	1 以上	マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	(知識情報・図書館学類開設) ◎マルチメディアシステム, ◎プログラミング演習Ⅱ, デジタルドキュメント, 情報デザインとインターフェース, マークアップ言語	
	情報と職業	1 以上	情報と職業	(教職科目その他開設) ◎情報と職業 (知識情報・図書館学類開設) インターネットシップ	
合 計 (高校一種)		2 0			

(注) 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

医学群 看護学類

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	養護に関する科目	最低修得単位数			
		養護教諭			
養 護 教 諭	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	4以上	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	(看護学類開設) ◎疫学 ◎保健統計学	予防医学を含む 予防医学を含む
	学校保健	2以上	学校保健	(看護学類開設) ◎公衆衛生看護学概論 ◎職域における保健活動	
	養護概説	2以上	養護概説	(看護学類開設) ◎養護概説 ◎生涯発達と家族支援	
	健康相談活動の理論及び方法	2以上	健康相談活動の理論及び方法	(看護学類開設) ◎心の健康と相談活動 ◎臨床看護学概論	
	栄養学(食品学を含む。)	2以上	栄養学(食品学を含む。)	(看護学類開設) ◎人体の代謝と栄養 ◎基本看護技術	食品学を含む
	解剖学及び生理学	2以上	解剖学及び生理学	(看護学類開設) ◎人体構造学 ◎人体機能学 ◎機能形態学演習	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2以上	「微生物学、免疫学、薬理概論」	(看護学類開設) ◎臨床薬理学 ◎微生物学	
	精神保健	2以上	精神保健	(看護学類開設) ◎精神看護学概論 ◎精神看護方法論	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10以上	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	(看護学類開設) ◎基礎看護学概論 ◎基本看護技術演習 ◎ウイメンズヘルス看護学概論 ◎母性看護方法論 ◎高齢者看護学概論 ◎疾病の成りたちと回復促進 ◎看護技術実習	
合 計		28			

- (注) 1. 養護に関する科目の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 養護に関する科目の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「微生物学、免疫学、薬理概論」の微生物学を、「医療科学類開設の微生物学」を取得することによって代えられるものとする。

体育専門学群

免 許 教 科	免許法に規定する科目			区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項		最低修得単位数			
	中学校	高等学校				
保健体育	体育実技	1 以上	1 以上	体育実技	(体育専門学群開設) ◎体育実技, 実技理論・実習 (A群) 体操, ダンス, (B群) 陸上競技, 器械運動, (C群) 水泳競技, 野外運動, (D群) バレーボール, バスケットボール, ハンドボール, (E群) サッカー, ラグビー, (F群) テニス, バドミントン, 卓球, ソフトボール, (G群) 柔道, 剣道, 弓道, (H群) 臨海実習, 野外運動(雪上)	
	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	1 以上	1 以上	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」	(体育専門学群開設) 体育・スポーツ心理学, 体育・スポーツ経営学, スポーツ社会学, 体育・スポーツ史, 武道学Ⅰ, 武道学Ⅱ, ◎体育哲学, スポーツ哲学	
				運動学(運動方法学を含む。)	(体育専門学群開設) ◎運動学Ⅰ, 運動学Ⅱ, 一般コーチング学, 一般トレーニング学	
	生理学(運動生理学を含む。)	1 以上	1 以上	生理学(運動生理学を含む。)	(体育専門学群開設) 生理学, ◎運動生理学, 運動生化学	
	衛生学及び公衆衛生学	1 以上	1 以上	衛生学及び公衆衛生学	(体育専門学群開設) ◎衛生・公衆衛生学, 環境保健学	
	学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	1 以上	1 以上	学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	(体育専門学群開設) ◎学校保健学Ⅰ(小児保健及び学校安全を含む), 学校保健学Ⅱ, ◎健康教育学(精神保健を含む), 精神保健学, 健康社会学, ◎スポーツ医学Ⅰ(救急処置を含む)	
合 計 (中学一種, 高校一種)		2 0	2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中, () 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中, ○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 教科に関する専門的事項の欄中, 「」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 4. 本学における開設授業科目の欄中, ◎の付してあるものは, 免許取得の際の必修科目を表す。
 5. 区分「体育実技」の体育実技を, 「体育専門学群開設の学校体育実技」を取得することによって代えられるものとする。

芸術専門学群

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考	
	教科に 関する 専門的 事項	最低修得単位数				
		中学校				
美	絵画 (映像メディア表現を含む。)	1以上	絵画	(芸術専門学群開設) 芸術 (油彩画実習) 素描実習 I - 1 ~ 2 素描実習 II - A - 1 ~ 2 素描実習 II - B - 1 ~ 2 版画基礎実習 - 1 ~ 2 日本画基礎実習 1 ~ 2 油絵基礎実習 油絵実習 I - A - 1 ~ 2 油絵実習 I - B - 1 ~ 2 油絵実習 I - C - 1 ~ 2 油絵実習 I - D - 1 ~ 2 油絵実習 II - A - 1 ~ 2 油絵実習 II - B - 1 ~ 2 油絵実習 II - C - 1 ~ 2 油絵実習 II - D - 1 ~ 2 日本画実習 I - A - 1 ~ 2 日本画実習 I - B - 1 ~ 2 日本画実習 I - C - 1 ~ 2 日本画実習 I - D - 1 ~ 2	日本画実習 II - A - 1 ~ 2 日本画実習 II - B - 1 ~ 2 日本画実習 II - C - 1 ~ 2 日本画実習 II - D - 1 ~ 2 版画実習 A - 1 ~ 2 版画実習 B - 1 ~ 2 洋画野外風景実習 I 洋画野外風景実習 II 洋画野外風景実習 III 日本画実習基礎 I - 1 ~ 2 日本画実習基礎 II 野外風景実習 I 野外風景実習 II リトグラフ演習 版画演習 A 版画演習 B	
				◎素描基礎演習 1 ~ 2	下線2科目から1科目選択必修	
彫刻	1以上	1以上	彫刻	(芸術専門学群開設) 芸術 (塑造実習) 塑造実習 I - A - 1 ~ 2 塑造実習 I - B - 1 ~ 2 彫塑論・演習 I 彫塑論・演習 II 彫刻実習 I - A - 1 ~ 2 彫刻実習 I - B - 1 ~ 2 鑄造実習 I 鑄造実習 II 総合造形基礎実習 I 総合造形基礎実習 II <u>◎彫塑基礎演習 1 ~ 3</u> <u>◎彫塑概論</u>	塑造実習 II - A - 1 ~ 2 塑造実習 II - B - 1 ~ 2 塑造実習 II - C - 1 ~ 2 塑造実習 II - D - 1 ~ 2 塑造実習 III - A 塑造実習 III - B 塑造実習 III - C 塑造実習 III - D 彫刻基礎実習 彫刻実習 II - A 彫刻実習 II - B 彫塑特別実習 I 彫塑特別実習 II	
術	デザイン (映像メディア表現を含む。)	1以上	デザイン	(芸術専門学群開設) 造形心理学 平面構成演習 平面構成総合演習 立体構成総合演習 色彩構成演習 I 色彩構成演習 II ビジュアルデザイン演習 A ビジュアルデザイン演習 B 生産材料・技術論 総合造形表現演習 I 総合造形表現演習 II 総合造形創作演習 B	総合造形創作演習 A - I ・ II 展示造形・パフォーマンス I 展示造形・パフォーマンス II 建築史 デザインノイバーション論 都市デザイン論 住宅地計画論 デザイン史概説 A デザイン史概説 B	下線4科目から1科目選択必修
				<u>◎ビジュアルデザイン概論</u> <u>◎造形発想論</u> <u>◎画像論</u> <u>◎デジタル写真基礎演習</u>		
工芸	1以上	-	工芸	(芸術専門学群開設) 工芸基礎演習 (ガラス) 工芸基礎演習 (陶磁) 工芸基礎演習 (木工) テラコッタ実習 陶磁基礎演習 木工基礎演習 ガラス基礎演習	油彩画基礎演習 1 油彩画基礎演習 2 日本画基礎演習 1 日本画基礎演習 2 立体加工基礎演習 洋画技法演習 漆芸技法演習	下線3科

				油絵基礎技法演習 日本画技法演習 ◎工芸概論 ◎建築デザイン概論 ◎環境デザイン概論 デザイン基礎演習 1 デザイン基礎演習 2	ロクロ技法演習	目から1科目選択必修(中学のみ)
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	1 以上	1 以上	美術理論	(芸術専門学群開設) 美術論 A – 1 ~ 2 美術論 B – 1 ~ 2 芸用解剖学 I 芸用解剖学 II 洋画概論 洋画技法論 洋画構想論 日本画概論 日本画技法論 版画概論 総合造形概論	芸術学概論 – 1 芸術学概論 – 2 芸術支援学概論 日本画鑑賞研究 芸術支援学 I A – 1 ~ 2 芸術支援学 I B – 1 ~ 2 芸術支援学 I C – 1 ~ 2 芸術支援学 II A – 1 ~ 2 芸術支援学 II B – 1 ~ 2 芸術支援学 II C – 1 ~ 2	
			美術史	(芸術専門学群開設) 美術史特講 A – 1 ~ 2 美術論特講 – 1 ~ 2 美術史特講 C – 1 ~ 2 美術史特講 D – 1 ~ 2	美術史演習 A – 1 ~ 2 美術論演習 1 ~ 2 美術史演習 C – 1 ~ 2 美術史演習 D – 1 ~ 2	
			美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	◎美術史概説 A – 1 ~ 2 ◎美術史概説 B – 1 ~ 2		下線4科目から1科目選択必修
合計 (中学一種、高校一種)	2 0	2 0				

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「絵画」の日本画実習基礎 I – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の日本画実習基礎 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 5. 区分「彫刻」の
 ①総合造形基礎実習 I を、「芸術専門学群開設の総合造形技法基礎 I」を取得することによって代えられるものとする。
 ②総合造形基礎実習 II を、「芸術専門学群開設の総合造形技法基礎 II」を取得することによって代えられるものとする。
 6. 区分「デザイン」の建築史を、「芸術専門学群開設の世界建築史」を取得することによって代えられるものとする。
 7. 区分「工芸」の
 ①デザイン基礎演習 1 を、「芸術専門学群開設のデザイン基礎演習 1 – I ~ II」を取得することによって代えられるものとする。
 ②デザイン基礎演習 2 を、「芸術専門学群開設のデザイン基礎演習 2 – I ~ II」を取得することによって代えられるものとする。
 8. 区分「美術理論」の
 ①芸術支援学 I B – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の芸術表現と支援ツール – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ②芸術支援学 II B – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の芸術鑑賞と支援ツール – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ③芸術支援学 I C – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の芸術学習のサポートとケア – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ④芸術支援学 II C – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設のクリエイティブ・アート・ライティング – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 9. 区分「美術史」の
 ①美術論特講 – 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の美術史特講 B – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。
 ②美術論演習 1 ~ 2 を、「芸術専門学群開設の美術史演習 B – 1 ~ 2」を取得することによって代えられるものとする。

芸術専門学群

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考	
	教科に関する専門的事項	最低修得単位数				
	高等学校					
工芸	図法及び 製図	1 以上	図法 及び 製図	(芸術専門学群開設) デザイン基礎演習 1 デザイン基礎演習 2 建築製図基礎演習 レンダリング基礎演習	デザイン演習 1 ~ 6 ◎プレゼンテーション基礎 演習	
	デザイン	1 以上	デザイン	(芸術専門学群開設) 平面構成演習 平面構成総合演習 立体構成総合演習 色彩構成演習 I 色彩構成演習 II ビジュアルデザイン演習 A ビジュアルデザイン演習 B ◎ビジュアルデザイン概論 ◎造形発想論 ◎画像論 ◎デジタル写真基礎演習 造形心理学 建築史	総合造形創作演習 B 総合造形表現演習 I 総合造形表現演習 II 総合造形創作演習 A - I ~ II 展示造形・パフォーマンス I 展示造形・パフォーマンス II デザイン史概説 A デザイン史概説 B デザインイノベーション論	下線4科 目から1 科目選 択必修
	工芸制作 (プロダクト制作を含む。)	1 以上	工芸制作	(芸術専門学群開設) 工芸基礎演習 (ガラス) 工芸基礎演習 (陶磁) 工芸基礎演習 (木工) テラコッタ実習 油絵基礎技法演習 日本画技法演習	油彩画基礎演習 1 ~ 2 日本画基礎演習 1 ~ 2 彫塑基礎演習 - 1 洋画技法演習 漆芸技法演習 ロクロ技法演習	
			工芸制作 (プロダクト制作を含む。)	◎陶磁基礎演習 ◎木工基礎演習	◎ガラス基礎演習 ◎立体加工基礎演習	下線4科 目から1 科目選 択必修
	工芸理論、 デザイン理論 及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及び アジアの工芸を含む。)	1 以上	工芸理論, デザイン 理論	(芸術専門学群開設) 工芸概論 総合造形概論 建築デザイン概論 環境デザイン概論 都市デザイン論 住宅地計画論 美術史特講 A - 1 ~ 2 美術論特講 - 1 ~ 2 美術史特講 C - 1 ~ 2 美術史特講 D - 1 ~ 2 美術史演習 A - 1 ~ 2	美術論演習 1 ~ 2 美術史演習 C - 1 ~ 2 美術史演習 D - 1 ~ 2 芸術支援学概論 芸術支援学 I A - 1 ~ 2 芸術支援学 I B - 1 ~ 2 芸術支援学 I C - 1 ~ 2 芸術支援学 II A - 1 ~ 2 芸術支援学 II B - 1 ~ 2 芸術支援学 II C - 1 ~ 2	
			美術史	彫刻史 A - I ~ II		
			美術史 (鑑賞並びに日本の伝統工芸及び アジアの工芸を含む。)	◎美術史概説 A - 1 ~ 2 ◎美術史概説 B - 1 ~ 2		下線4科 目から1 科目選 択必修
			デザイン 理論	生産材料・技術論		
合 計 (高校一種)		2 0				

(注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。

2. 教科に関する専門的事項の欄中、○○及び○○とあるものは両科目修得しなければならない。

3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。

4. 区分「図法及び製図」の

- ①デザイン基礎演習 1 を、「芸術専門学群開設のデザイン基礎演習 1 - I ~ II」を取得することによって代えられるものとする。
- ②デザイン基礎演習 2 , 「芸術専門学群開設のデザイン基礎演習 2 - I ~ II」を取得することによって代えられるものとする。
- ③デザイン演習 1 を、「芸術専門学群開設のデザイン演習 1 - A, B」を取得することによって代えられるものとする。
- ④デザイン演習 2 を、「芸術専門学群開設のデザイン演習 2 - A, B」を取得することによって代えられ

- るものとする。
- ⑤デザイン演習 5 を、「芸術専門学群開設のデザイン演習 5 - A, B」を取得することによって代えられるものとする。
- ⑥デザイン演習 6 を、「芸術専門学群開設のデザイン演習 6 - A, B」を取得することによって代えられるものとする。
5. 区分「デザイン」の建築史を、「芸術専門学群開設の世界建築史」を取得することによって代えられるものとする。
6. 区分「工芸制作」の彫塑基礎演習-1 を、「芸術専門学群開設の彫塑基礎演習 1」を取得することによつて代えられるものとする。
7. 区分「工芸理論、デザイン理論」の
- ①美術論特講-1～2 を、「芸術専門学群開設の美術史特講 B - 1～2」を取得することによって代えられるものとする。
- ②美術論演習 1～2 を、「芸術専門学群開設の美術史演習 B - 1～2」を取得することによって代えられるものとする。
- ③芸術支援学 I B - 1～2 を、「芸術専門学群開設の芸術表現と支援ツール-1～2」を取得することによつて代えられるものとする。
- ④芸術支援学 II B - 1～2 を、「芸術専門学群開設の芸術鑑賞と支援ツール-1～2」を取得することによつて代えられるものとする。
- ⑤芸術支援学 I C - 1～2 を、「芸術専門学群開設の芸術学習のサポートとケア-1～2」を取得することによつて代えられるものとする。
- ⑥芸術支援学 II C - 1～2 を、「芸術専門学群開設のクリエイティブ・アート・ライティング-1～2」を取得することによつて代えられるものとする。
8. 区分「美術史」の彫刻史 A - I～II を、「芸術専門学群開設の美術史学概論」を取得することによつて代えられるものとする。

芸術専門学群

免 許 教 科	免許法に規定する科目		区 分	本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備 考
	教科に関する 専門的事項	最低修得単位 数			
		高等学校			
書	書道（書写を含む。）	1 以上	書道（書写を含む。）	(芸術専門学群開設) ◎書実習基礎 I - 1 ~ 2 ◎書実習基礎 II - 1 ~ 2 書実習漢字制作 A - 1 ~ 2 書実習漢字制作 B - 1 ~ 2 書実習漢字制作 C - 1 ~ 2 書実習仮名制作 A - 1 ~ 2 書実習仮名制作 B - 1 ~ 2 書実習仮名制作 C - 1 ~ 2	
	書道史	1 以上	書道史	(芸術専門学群開設) ◎中国書法史 I ◎中国書法史 II ◎日本書道史 I ◎日本書道史 II	
	「書論、鑑賞」	1 以上	「書論、鑑賞」	(芸術専門学群開設) ◎書鑑賞論 I ◎書鑑賞論 II 書学方法論 I 書学方法論 II	
	「国文学、漢文学」	1 以上	「国文学、漢文学」	(比較文化学類開設) ◎日本文学概論 ◎日本文学講読 1 日本文学講読 2~8 日本文学史 中国文学史 ◎中国文学概論 中国文学講読 I ~ II ◎日本の文学概論 ◎日本文学の歴史 ◎中国文学と日本文学 ◎中国文学と日本文学演習 I	下線7科目から1科目選択必修
合 計 (高校一種)		2 0			

- (注) 1. 教科に関する専門的事項の欄中、() 内のものは必ず含めて修得しなければならない。
 2. 教科に関する専門的事項の欄中、「 」内のものは1科目以上にわたり修得すればよい。
 3. 本学における開設授業科目の欄中、◎の付してあるものは、免許取得の際の必修科目を表す。
 4. 区分「国文学、漢文学」の
 ①日本の文学概論を、「日本語・日本文化学類開設の日本の文学概論」を取得することによって代えられるものとする。
 ②日本文学の歴史を、「日本語・日本文化学類開設の日本文学の歴史」を取得することによって代えられるものとする。
 ③中国文学と日本文学を、「日本語・日本文化学類開設の中国文学と日本文学」を取得することによって代えられるものとする。
 ④中国文学と日本文学演習 I を、「日本語・日本文化学類開設の中国文学と日本文学演習 I 」を取得することによって代えられるものとする。

特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭免許状を取得する者のみ）

特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、基礎資格（小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること）とともに、人間学群障害科学類開設の「特別支援教育に関する科目」を修得しなければなりません。

特別支援学校教諭免許状には、5つの特別支援教育領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）が担任可能領域として設定されており、本学では、免許法の規定に従い26単位以上の単位を修得することで2つ以上の教育領域の免許状が取得できます。38単位以上の修得で5つの特別支援教育領域の免許状が取得できます。それぞれの教育領域の履修科目とその履修方法は、下記「特別支援教育に関する科目に対応する開設授業科目一覧」を参照してください。

特別支援教育に関する科目に対応する開設授業科目一覧

免許状の種類	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目 (開設学群・学類)	備考
	特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	最低修得単位数		
特別支援学校教諭	(第1欄) 特別支援教育の基礎理論に関する科目		全領域	2以上	(障害科学類開設) ○障害者教育基礎理論Ⅰ ○障害者教育基礎理論Ⅱ 障害原理論Ⅱ 障害児教育方法学 自立活動論	
	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上	8以上	(障害科学類開設) ○視覚障害生理病理特講 ○視覚障害と心理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上	16以上	(障害科学類開設) ○視覚障害教育概論 視覚障害自立活動 視覚障害指導法
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) 視覚障害アセスメント 視覚障害の理解と支援 点字の実際
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上	8以上	(障害科学類開設) ○聴覚障害生理病理特講 ○聴覚障害と心理
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2以上		(障害科学類開設) ○聴覚障害児の教育と指導法 聴覚障害児の言語指導 聴覚障害自立活動特講
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・教育課程及び指導法に関する科目				聴覚障害とリテラシー 聴覚障害とコミュニケーション 聴覚補償論 手話と聴覚障害者

	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	1以上	4以上	(障害科学類開設) ○知的・発達障害生理病理特講 ○知的・発達障害と心理	
			2以上		(障害科学類開設) ○知的障害学校教育論（指導法） 知的障害自立活動指導論 知的障害者的生活と教育・福祉	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1以上	4以上	(障害科学類開設) ○肢体不自由者の生理病理 ○運動障害と心理	
			2以上		(障害科学類開設) ○運動障害の指導法 運動障害教育の自立活動指導法 運動障害教育学	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	1以上	4以上	(障害科学類開設) 病弱者の生理病理 健康障害と心理	
			2以上		(障害科学類開設) 健康障害の指導法 健康障害教育の自立活動指導法	
(第3欄) 免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	全領域	5以上		(障害科学類開設) 言語障害と心理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) 発達障害学校教育論（指導法）	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理・教育課程及び指導法に関する科目				(障害科学類開設) ※障害児教育総論 ○発達障害の理解と支援 ○重複障害の理解と支援 言語障害の理解と支援 応用行動分析学の基礎 応用行動分析学の展開 自閉症スペクトラム障害臨床実習	
(第4欄) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		全領域	3以上		(障害科学類開設) 特別支援教育実習	
合 計 (特別支援学校 1種 2領域以上 (全領域))			26以上 (38以上)			

履修上の注意

1. 本学における開設授業科目の○の付してあるものは、特別支援学校免許取得の際の、それぞれの欄（第2欄にあってはそれぞれの教育領域）の本学必修科目を表す。

2. (第2欄) 特別支援教育領域に関する科目的履修方法

第2欄は、最低16単位以上の修得が必要であり、最低修得単位数以上を修得した教育領域（2教育領域以上）が取得できる免許状の領域となる。

履修例：「視覚障害者（8単位以上）」「聴覚障害者（8単位以上）」の2教育領域で16単位以上を修得する方法、「視覚障害者（8単位以上）」「知的障害者（4単位以上）」「肢体不自由者（4単位以上）」の3教育領域で16単位以上を修得する方法、「視覚障害者（8単位以上）」「聴覚障害者（8単位以上）」「病弱者（4単位以上）」の3教育領域で20単位以上を修得する方法などがある。（教育領域の組み合わせは自由）

なお、2教育領域以上について当該教育領域の最低修得単位数を修得し、第2欄全体で16単位以上を修得した場合においても、最低修得単位数以上を修得した教育領域が取得できる免許状の領域となる。

履修例：「聴覚障害者（4単位）」「知的障害者（4単位）」「肢体不自由者（4単位）」「病弱者（4単位）」で16単位を修得した場合、取得できる免許状の領域は「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域。

3. (第3欄) 免許状に定められることになる特別支援教育領域以外の領域に関する科目的履修方法

5教育領域のすべてを取得せず、2～4教育領域の免許取得とする場合は、「※障害児教育総論」の単位を修得すること。

5教育領域のすべてを取得する場合は※印の科目は必要5単位の単位数には含めることができない。

4. (第4欄) 特別支援教育実習は、下記に示す最低要件を満たしたうえで履修するものとする。

① 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」2単位を修得済み（履修申請時は実習開始までに修得見込でも可）であること。

② 特別支援教育の教育領域のうち、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害の4領域のうち、少なくとも、いずれか1つの領域について、「生理・心理に関する科目」2単位、ならびに「教育課程・指導法に関する科目」2単位を修得済み（履修申請時は実習開始までに修得見込でも可）であること。なお、「心理、生理及び病理・教育課程及び指導法に関する科目」は、これら2単位には含めない。

③ 前項②で修得済みの教育領域の教育を主とする特別支援学校で教育実習を実施すること。

小学校教諭一種免許状（人間学群教育学類）

小学校教諭一種免許状の取得に必要な本学で定める授業科目及び単位数は下表のとおりです。なお、これらの科目に加え、教育学類が1年次の学生を対象に行うガイダンスを必ず受ける必要があります。ガイダンスの時期、方法などについては、教育学類が別途掲示します。

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目		
	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	開設単位数 (必修単位数)	標準履修年次
指導法及び教科に関する科目	・教科に関する専門的事項	3 0	別表「教科及び教科の指導法に関する科目」を参照	1 0	
	・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			2 0	
必修科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 0	教育基礎論	2	1年次
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	1年次
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校の経営・制度・社会	2	1年次
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	1	1年次
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		初等特別支援教育	1	3年次
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	2年次
	・道徳の理論及び指導法		初等道徳教育論	2	2年次
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	1 0	初等総合的な学習の時間の指導法	1	3年次
	・特別活動の指導法		初等特別活動論	1	3年次
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		学習指導論	2	2年次
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3年次
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2	3年次
	・教育実習		教育実習（小）	5	3年次
教育実践に関する科目	・教職実践演習	7	教職実践演習（小）	2	4年次
	大学が独自に設定する科目		別表「大学が独自に設定する科目」を参照	2	
合計		5 9		5 9	

教科及び教科の指導法に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設単位数 (必修単位数)
・教科に関する専門的事項	30	初等国語 (人間学群教育学類開設)	1
		初等社会 (同)	1
		初等算数 (同)	1
		初等理科 (同)	1
		初等生活 (同)	1
		初等音楽 (同)	1
		初等図画工作 (同)	1
		初等家庭 (同)	1
		初等体育 (同)	1
		初等外国語 (同)	1
		初等教科教育法 (国語)	2
		初等教科教育法 (社会)	2
		初等教科教育法 (算数)	2
		初等教科教育法 (理科)	2
		初等教科教育法 (生活)	2
・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		初等教科教育法 (音楽)	2
		初等教科教育法 (図画工作)	2
		初等教科教育法 (家庭)	2
		初等教科教育法 (体育)	2
		初等教科教育法 (外国語)	2
合計			30

大学が独自に設定する科目

免許法に規定する科目	最低修得単位数	本学における開設授業科目 (開設学群学類)	開設単位数
大学が独自に設定する科目	2	児童文学論 (人間学群教育学類開設)	2
		数学教育論 (同)	2
		科学教育論 (同)	2
		教育臨床学 (同)	2
		カリキュラム開発演習 (同)	2
		環境教育論 (同)	2

履修方法

1. 「教育実践に関する科目」の「教育実習」は、下記に示す要件を満たした上で履修するものとする。
 - ① 卒業後に教職に就くことを強く希望していること。
 - ② 前年度（2月）に「小学校教育実習希望書」、教育実習参加年度（4月）に「小学校教育実習申込書」を提出していること。
 - ③ 原則として、教育実習参加年度までに本学学群の3年次以上であること。
 - ④ 原則として、教育実習開始時までに、「初等特別支援教育」「初等総合的な学習の時間の指導法」「初等特別活動論」「生徒・進路指導論」「教育相談論」を除く、他の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のすべてを修得済み又は履修中であること。
 - ⑤ 「教科及び教科の指導法に関する専門的事項」「大学が独自に設定する科目」「その他の科目」の単位を十分に修得していること。

その他の科目（小学校教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設区分等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
体育	2	基礎科目（体育）	体育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義・実習）	2
計	8			8

(6) 教育実習（養護実習含む）（小学校については別途指示をします。）

① 教育実習の意義

教育実習は教職志望者に対して学校教育の実際をあらかじめ体験研究させる唯一の機会といえます。

他の多くの職業とは異なり、教師の場合は、採用後直ちに教壇に立ち、その時から生徒に対してはもちろん、学校・社会に対しても、教師としての責任を負わなければなりません。従って、教職を目指す者にとって、教育実習は、欠くことのできない重要なものです。

また、教育実習を通して、教育者となるための能力や適性を、自ら問い合わせてみる機会ともいえます。

例えば実習で広領域教科（理科）を担当した場合に「理科」の物理だけではなく、主専攻以外の学識も必要となり、教育技術の必要性も痛感され、教育者としての愛情や見識の重要性を認識することにもなります。

② 教育実習の参加にあたって

一般的に教育実習に多くの学生が参加する割には、実際に教職に就く者は多くありません。

もちろん教員採用試験に合格できなかったということもあります、かつてはそれでも、免許状取得者は教師予備軍的な存在意義を持っていました。しかし、今日ではその意義は全くといっていいほど期待されず、かえて免許状の社会的・専門的価値を低下させ、ひいては、実習協力校に対して後継者育成の意欲を失わせ、年々教育実習生の受入れを消極的にさせている現状であるといえます。

以上のことから、本学では教育実習の意義を十分に認識させ、「教職に就くことを強く志望する者」にのみ実習参加の機会を与えています。教育実習参加にあたっては、このことをよく理解した上で参加申込みを行うようにしてください。

③ 教育実習の参加資格

本学の教育実習に参加できる者は、課程認定を受けている教育組織に所属する者であり、かつ、次の1～5のすべての要件を満たした者に限ります。

- (1) 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
- (2) 前年度（3年次の10月）に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出した者
- (3) 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
- (4) 原則として、『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』のすべてを前年度（3年次）までに修得済みの者
- (5) 『教科に関する専門的事項』の単位を十分修得している者

※教育実習の参加条件については校種ごとにそれぞれ、原則として次のような基準で確認します。

◎一般教科（中学校及び中高一貫校における中等部のみ又は中等部・高等部双方での実習に参加）での教育実習の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「こころの発達」、「学習の心理」、「道徳教育Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

◎一般教科（高等学校及び中高一貫校における高等部のみでの実習に参加）での教育実習の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「こころの発達」、「学習の心理」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』および『各教科の指導法』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

◎養護教諭の教育実習（養護実習）の場合

- 1) 2年次の秋学期までに、「現代教育と教育理念」、「教育史概論」、「教職論Ⅰ・Ⅱ」、「教育社会学概論・教育の法と制度・学校経営概説（3科目の中からいずれか2科目）」、「教育心理学」、「道徳教育Ⅰ・Ⅱ」、「総合的な学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」、「特別活動の理論と実践」のすべての科目を履修し、その単位を修得していること。また、これは出身校での実習（⑦特例措置）の条件の一つとなる。
- 2) 3年次の10月に行われる教育実習予備選考会参加時に「教育実習参加申込書」と「麻疹に関する証明書」を提出し、かつ、3年次終了までに『教育の基礎的理解に関する科目』『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』を全て修得していることが、教育実習参加の最終的な条件となる。

④ 教育実習の参加申込み（参考：令和2年度の場合）

教育実習に参加しようとする前年度（3年次）の10月に所定の手続きを行います。

参加を希望する者は、クラス担任教員又は指導教員に教職志望の意志確認について面接を受けた上で、「教育実習参加申込書」を提出してください。「教育実習参加申込書」の提出に関しての具体的な日程等は、WEB掲示により通知します。特に3・4年次生は伝達事項が多いので、掲示に注意してください。

（注）書道科での参加希望者については国語での実習参加となることがあります。

⑤ 教育実習の期間

実習期間は、3週間です。

教育実習は、第1期（5月～6月）又は第2期（9月）のいずれかに実施します。可能な限り第1期に実施することとしますが、第1期での実習校の受け入れ数を超過した場合には、第2期（本学附属学校でのみ実施）で行います。

⑥ 教育実習校の決定

実習校の割当は、全学学群教職課程委員会において行います。割当に際しては、希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにはならないことを承知しておいてください。

なお、参加申込みのための予備選考会を10月に行うので、必ず指定された日時出席しなければなりません。

実習校の決定は、例年2月上～中旬に掲示で発表し、あわせて教育実習関係資料を配付します。

⑦ 特例措置（母校実習）

本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で実習を行うことになります。ただし、特別な理由により、母校での実習が必要となる者については、所定の手続き及び選考を行い、承認された場合は、「特例」として母校での教育実習の参加が認められます。特例措置に関しての手続き等については、掲示で連絡します。

特例措置の条件については、③教育実習の参加資格の項目をよく確認して下さい。

なお、「特例措置」が認められなかった場合は、例年10月に実施する予備選考会に出席して実習校を選択することになります。

※附属学校や近隣の実習協力校が母校となる場合には、手続きが異なりますので、掲示や配布物等にて確認して下さい。

⑧ 教育実習の評価

教育実習の評価は、実習校から報告される「教育実習成績評価票」の評価と本学で行う事前指導・事後指導等の成績を総合的に判定して評価します。

⑨ 教育実習・教職実践演習関係のスケジュール（参考：令和元年度の場合）

学年	時期	項目
3年	6月 7月 10月上旬 10月中～下旬 2月 3月下旬	特例措置参加申請書の提出（該当者のみ） 教育実習参加申込書の配付 特例措置許可者の決定 教育実習参加申込書の提出及び予備選考会 教育実習配当校の正式決定（教育実習関係資料の配付） 通学定期（教育実習用）申請締切（第1期実習者） 教育実習生調書・誓約書、身体に関する証明書用紙の提出 健康診断の受診（健康管理センター） 教育実習事前指導（全員出席）
4年	4月～ 5月上旬～ 6月上旬 上旬～ 9月上旬～ 下旬 10月～12月 10月 12月上旬 2月上旬	実習校でのオリエンテーション 第1期教育実習・養護実習 通学定期（教育実習用）申請締切（第2期実習者） 第1期教育実習・養護実習生事後指導（本学） 第2期教育実習（本学附属学校のみ） 教職実践演習（講義・演習） 教職実践演習（実習校訪問） 第2期教育実習生事後指導（本学） 教育実習の単位認定 教職実践演習の単位認定

（注）3年の2月に配付する教育実習関係資料（教育実習の案内等）で詳細を確認すること。

⑩ その他の留意事項

教育実習は、受入れ側の実習校と教育委員会及び本学との綿密な計画・連絡のもとに実施されます。

実習校では教育実習のために学習カリキュラム等を変更し、貴重な時間を割いていただくことになります。安易な事由での参加取消は、実習校に対して多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学の教育実習計画に影響を及ぼすことを十分に認識しておいてください。

なお、実習終了後は、実習校の校長をはじめ、指導教諭に早めに礼状を出し、教員として就職が決定した場合にはその旨を報告するようにしてください。

また、本学の指導教員等にも実習終了の報告をしなければなりません。

（7）教職実践演習（小学校については別途指示をします。）

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令により、平成22年度入学者（編入学者を除く）から教職に関する科目として「教職実践演習」が新設されました。

教職実践演習は、教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目です。

具体的には、教員に求められる使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、社会性や対人関係能力に関する事項、児童生徒理解や学級経営に関する事項、教科等の指導力に関する事項についての講義や演習、模擬授業、学校現場の見学・調査等を通じて、これまでに学んできた教員として最低限必要な知識や技能の確認と総復習を行う教職課程の総まとめ的な内容の科目です。

受講資格は教育実習に参加し、単位を修得できる者（修得見込みを含む）を対象とし、実施時期は4年次の9月（集中）を予定していますが、詳細については改めて連絡します。

(8) 履修カルテ

教職実践演習の実施にあたっては、入学からの教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」の作成が義務付けられています。

これは、入学からの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うために必要なものであり、平成22年度入学者から教育職員免許状を取得しようとする者は、履修カルテの作成が必要となりますので、必ず作成してください。

履修カルテを作成しない者は、教職実践演習を受講することができません。

履修カルテは、教職課程履修登録票を提出した者に配付しますが、詳細については掲示で連絡します。

(9) 教育職員免許状の授与申請

① 一括申請

免許状は、免許法に定める単位を修得し卒業要件を満たした者が、授与権者である都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。一括申請は、本学4年次の在学生に限り、3月卒業式当日に免許状を交付できるよう配慮した申請方法として、申請者に代わって本学が関係書類を一括して茨城県教育委員会に申請するものです。一括申請を希望する者は4年次の所定の期間（例年11月）に必要な書類を本学に提出しなければなりません。申請の時期、必要書類等の詳細については掲示により通知します。

（注）授与された免許状は大切に保管してください。紛失した場合でも再発行されません。

② 個人申請

一括申請せずに、卒業後に免許状の不足単位を科目等履修生などで修得した者については、個人で申請することになります。申請の方法、申請書類の様式等は、教育委員会によって異なりますので、事前に各都道府県教育委員会に問い合わせた上で申請してください。（申請後1～2か月後に交付）

- ・申請する教育委員会………申請者が居住（住民登録地）する都道府県教育委員会
- ・茨城県に申請する場合……茨城県教育庁特別支援教育課教員免許担当

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

Tel.029-301-5274

（注）一括申請をしなかった者が個人申請を行う場合は卒業後（4月中旬以降）に申請することになります。

個人申請に必要な書類のうち「学力に関する証明書」は、本人の申請により、本学（教育推進課証明書担当：本部棟2階）で発行します。（申請から発行までに約3週間かかります）

③ 免許状授与証明書の交付

免許状を紛失したり、教員採用手続き等により必要になった場合は、当該免許状の授与権者である各都道府県教育委員会に申し込んでください。（大学では発行できません）

茨城県の場合は、上記の茨城県教育庁が申込み窓口となっています。

2. その他の資格

(1) 社会教育主事

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局には、社会教育法に基づき社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることを職務とする専門職員として、社会教育主事が置かれています。社会教育主事となる資格を得るためには、「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの」等が任用資格取得要件の一つとなっています。

なお、令和2年4月1日より、社会教育主事講習規程の一部を改正する省令が施行されました。これに伴い、令和2年度入学生から新養成課程での科目履修となります。

また、社会教育主事養成課程の修了者は、「社会教育士（養成課程）」と称することができます。

本学では、社会教育に関する科目として下表のとおり24単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき社会教育に関する科目

社会教育法に定める科目		本学における開設授業科目		最低修得単位数
科 目	単位数	授 業 科 目 (単位数)	開設学群・学類等	
生涯学習概論	4	生涯学習論(2), 社会教育論(2)	人間学群教育学類	4
生涯学習支援論	4	生涯学習実践分析(2), 生涯学習の理論的検討(2)	人間学群教育学類	4
社会教育経営論	4	社会教育経営論 I (2), 社会教育経営論 II (2)	人間学群教育学類	4
社会教育特講	8	現代社会と社会教育(2), 環境教育論(2), 教育工学(2), 教育行財政論(2), 教育法制論(2), 視聴覚教育論(2), 教育制度論(2), 学習情報処理論(2), 教育社会学 I (2), 学校論(2), 比較教育文化論(2), 国際教育論(2) 青年心理学(2), 社会・集団・家族心理学(2) 社会福祉原論 I (2), 社会福祉原論 II (2) 現代社会論(2), ジェンダー社会論(2) 現代スポーツ論 I (2), 現代スポーツ論 II (2), スポーツ社会学(2), 体育・スポーツ経営学(2), コミュニティ・スポーツの経営・政策論(1), スポーツ政策学 I (1), スポーツ政策学 II (1), 体育・スポーツ行政学(1), 地方自治とスポーツ政策(1), スポーツ法学(1), 体力学(1), 健康増進学(1), サクセスフルエイジング論(1) 博物館学 I (2), 博物館学 II (2), 博物館学 III (2) 現代教育と教育理念(1), 教育史概論(1), 教育社会学概論(1), 教育の法と制度(1), 学校経営概説(1)	人間学群教育学類 人間学群心理学類 人間学群障害科学類 社会・国際学群社会学類 体育専門学群 博物館に関する科目 教職に関する科目	8
社会教育実習	1	社会教育実習(1) 博物館実習(3)	人間学群教育学類 博物館に関する科目	1
社会教育演習, 社会教育実習又は社会教育課題研究のうち1以上の科目	3 (選択必修)	生涯学習論演習 I (1), 生涯学習論演習 II (1), 社会教育課題研究(2), 教育社会学探究 I (2) スポーツ社会学演習 I (2), スポーツ社会学演習 II (1), スポーツ社会学演習 III (2), 体育・スポーツ経営学演習 II (1), スポーツ政策学演習 I (2), スポーツ政策学演習 III (2)	人間学群教育学類 体育専門学群	3
合 計	24			24

(備考) 所定の単位を修得した者には、社会教育に関する科目の「単位修得証明書」を発行します。卒業後に教育推進課証明書担当（本部棟2階）に申し込み、就職先の教育委員会に提出してください。

(2) 学芸員

博物館には、博物館法にもとづき博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究などに関する専門的職務を行う者として学芸員が置かれています。博物館法では、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得したもの」等が学芸員となる資格を有するものと定めています。本学では、学芸員資格取得に必要な科目として下表のとおり20単位の履修を課しています。

なお、博物館資料の範囲はきわめて広く、博物館の性格によって学芸員の職務や専門分野は大きく異なっています。たんに学芸員資格を取るだけで「学芸員になる意思はない」といった安易な姿勢での履修は、各自の専攻分野の学修を阻害するだけでなく、本学に託されている学芸員の養成という社会的責任や信頼をそこなうことにもなりますので十分に注意してください。

また、公務員の専門職や各施設における学芸員職の採用人数はきわめて少なく、この点からも、専門的知識・技能の向上はもちろんのこと、目的意識をしっかりともった意欲的な学修が求められます。

□大学において修得すべき学芸員資格取得に必要な科目（平成24年度入学者から）

博物館法施行規則に定める科目		本学における開設授業科目			備考
科目	単位数	授業科目（単位数）	単位数	開設学群・学類等	
生涯学習概論	2	生涯学習論(2) 社会教育論(2)	2	人間学群教育学類	
博物館学概論	2	博物館学I(2)			
博物館経営論	2	博物館学II(2)			
博物館資料論	2	博物館学III(2)	6	博物館に関する科目	学芸員資格取得のためには、博物館学I、同II、同IIIのすべてを履修しなければならない。
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論I(1) 博物館資料保存論II(1)	2	博物館に関する科目	
博物館展示論	2	博物館展示論I(1) 博物館展示論II(1)	2	博物館に関する科目	
博物館教育論	2	博物館教育基礎論(1)及び以下から(1) 現代教育と教育理念(1) 教育の法と制度(1)	2	博物館に関する科目 教職に関する科目	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア基礎論(1)及び以下から(2) 視聴覚教育論(2) 教育工学(2) 学習情報処理論(2)	3	博物館に関する科目 人間学群教育学類	
博物館実習	3	博物館実習(3)	3	博物館に関する科目	学内実習及び館園実習を行う。
合計	19	合計	20		

- (備考) 1 上記の科目のほか、志望する博物館の種類（人文系、自然系、芸術系等）に応じ、それぞれ専門分野の知識・技能が必要となるので、できるだけ幅広く関連の科目を履修することを望みます。
 2 学芸員資格取得に必要な科目として修得した単位は、各学群の履修細則の定めるところにより、卒業要件の単位として算入できます。
 3 所定の単位を修得した者には、学芸員資格取得に必要な科目的「単位修得証明書」又は「資格取得証明書」を発行します。卒業後に教育推進課証明書担当（本部棟2階）に申し込み、就職先の博物館等に提出してください。

□博物館実習の履修にあたっての注意事項

- 博物館法施行規則に基づき、履修前年度の1～2月及び履修年度の4月に計2回の事前指導（ガイダンス）を行います。これは、各地の博物館で博物館実習生の募集が前年度のうちに始まるためです。これら2回の事前指導（実習の一部）に欠席した者の履修は原則として認めません。実施時期等については、Web掲示板に掲示します。
- 博物館実習を履修するためには、原則として博物館実習を除く表中の必要単位を前年度までに取得していかなければなりません。その条件を満たした上で、履修年度の4月に履修申請を行う必要があります。
- 受講希望者が多いためは受講制限を行うことがあります。

(3) 司書

司書とは、図書館法に規定されている、図書館に置かれる専門的職員を称しています。ここで言う図書館とは、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり、地方公共団体の設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財團法人が設置する私立図書館を指します。

大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修した者には、司書の資格が付与されます。

本学における図書館に関する科目は下表のとおりです。

□大学において修得すべき図書館に関する科目（平成24年度入学者から）

区分	図書館法施行規則に定める科目		本学における開設授業科目			備考
	科目	単位数	授業科目	単位数	開設学群・学類等	
甲群必修 11科 目・ 22单 位	生涯学習概論	2	生涯学習と図書館	2	知識情報・ 図書館学類 情報学群 2科目を 履修 いずれか 1科目選択 2科目を 履修 知識情報・ 図書館学類 2科目を 履修 いずれか 1科目選択 いずれか 1科目選択 2科目を 履修 知識情報・ 図書館学類 2科目を 履修 いずれか 1科目選択	
	図書館概論	2	図書館概論（2019年度～）	2		
			図書館概論（～2018年度）	2		
	図書館制度・経営論	2	パブリックガバナンス（2016年度～）	2		
			経営・組織論（～2015年度）	2		
			図書館情報法制度論（～2015年度）	2		
	図書館情報技術論	2	コンピュータシステムとネットワーク（2019年度～）	2		
			情報基礎（～2018年度）	2		
	図書館サービス概論	2	情報サービス経営論	2		
	情報サービス論	2	情報探索論	2		
			情報サービス構成論	2		
	児童サービス論	2	読書と豊かな人間性	2		
	情報サービス演習	2	知識情報演習II（2019年度～）	2		
			知識情報演習II（～2018年度）	2		
			情報基礎実習（～2018年度）	1		
	図書館情報資源概論	2	コレクションとアクセス	2		
	情報資源組織論	2	知識資源組織化論	2		
	情報資源組織演習	2	知識情報演習I 知識情報演習III	2		
乙群選択 2科目・ 2単位以上	図書館基礎特論	1	図書館論 学術情報基盤論（2019年度～）	2	いずれか 1科目選択 いずれか 1科目選択 いずれか 1科目選択	
	図書館サービス特論	1	デジタルライブラリ 情報サービスシステム（2019年度～）	2		
	図書館情報資源特論	1	日本図書学 中国図書学（～2017年度）	2		
			知識資源の分析（～2018年度）	2		
			知識資源の分類と索引（2021年度～）	2		
			知識資源の用語管理（～2015年度）	2		
			知識形成論（2019年度～）	2		
			学術メディア論	2		
	図書・図書館史	1	図書館文化史論	2		
	図書館施設論	1	図書館建築論	2		
	図書館実習	1	インターンシップ	2		

(備考) 1 図書館に関する科目として修得した単位は、各学群の履修細則の定めるところにより、卒業要件の単位として算入できます。

- 2 司書資格を取得した者には「資格取得証明書」を発行します。卒業後に教育推進課に申し込んでください。
開設学群・学類の知識情報・図書館学類に限り卒業式当日に交付しますので、希望者は掲示等に注意してください。
(例年1月頃)
他学で修得した単位と合算して司書資格を取得する場合は、本学で修得した図書館に関する科目について「単位修得証明書」を発行します。

(4) 司書教諭

司書教諭とは、学校図書館法に規定されている、学校図書館に置かれる専門的職務を掌る教諭を称しています。教育職員免許状を取得し、大学において学校図書館司書教諭講習に相当する科目を履修することによって、司書教諭の資格を得ることが可能となります。

本学では、学校図書館司書教諭講習に相当する科目として下表のとおり10単位の履修を課しています。

□大学において修得すべき司書教諭講習に相当する科目

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目		本学における開設授業科目		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	開設学群・学類等
学校経営と学校図書館	2	学校図書館論（平成22年度～）	2	知識情報・図書館学類
学校図書館メディアの構成	2	学校経営と学校図書館（～平成21年度）	2	
学習指導と学校図書館	2	学校図書館メディアの構成	2	
読書と豊かな人間性	2	学習指導と学校図書館	2	
情報メディアの活用	2	読書と豊かな人間性	2	
		情報メディアの活用	2	

(備考)

司書教諭講習に相当する科目として修得した単位は、各学群の履修細則の定めるところにより、卒業要件の単位として算入できます。

司書教諭の資格を取得するためには、司書教諭講習に相当する科目を全て修得した後に、学校図書館法第5条第3項の規定に基づく「学校図書館司書教諭講習」に、書類参加の手続きが必要です。

手続き方法については、掲示でお知らせしますので、掲示等に注意してください。（例年5月頃）

(5) 一級建築士、二級建築士、木造建築士

本学理工学群工学システム学類の環境開発工学主専攻、社会工学類の都市計画主専攻及び芸術専門学群では、建築士試験の受験資格を取得することができます。

建築士試験の受験資格は、平成30年12月8日に成立した改正建築士法により、国土交通大臣が指定する建築に関する科目（「指定科目」）を修めて卒業した者に変更されました。詳細は表1のとおりです。

理工学群工学システム学類の環境開発工学主専攻、社会工学類の都市計画主専攻及び芸術専門学群においては、表2の指定科目に対応する開設授業科目を所定の単位数以上を修得することにより、2020年の試験から、卒業後直ちに《一級／二級・木造》建築士試験を受験することができます。ただし、免許登録には、試験合格に加え建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（「建築実務」）の経験が《所定の年数》年以上必要になります。

また、他学類・専門学群の開設授業科目については、当該学類・専門学群に記載されている開設授業科目のみ、所定の単位数として数えることができます。

表2に記載された本学における開設授業科目は毎年度改訂される場合があるので、掲示等に注意してください。

〔表1〕 ■建築士試験受験資格を得るために必要な指定科目の単位数及び免許登録に必要な実務経験年数

指定科目	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
①建築設計製図	7 単位			3 単位		
②建築計画	7 単位			2 単位		
③建築環境工学	2 単位			2 単位		
④建築設備	2 単位					
⑤構造力学	4 単位					
⑥建築一般構造	3 単位			3 単位		
⑦建築材料	2 単位					
⑧建築生産	2 単位			1 単位		
⑨建築法規	1 単位			1 単位		
①～⑨の計(a)	30 単位			10 単位		
⑩複合・関連科目(b)	適宜			適宜		
(a) + (b)	60 単位	50 単位	40 単位	40 単位	30 単位	20 単位
受験資格	卒業後 0 年			卒業後 0 年		
免許登録資格	卒業後 2 年	卒業後 3 年	卒業後 4 年	卒業後 0 年	卒業後 1 年	卒業後 2 年

〔表2〕

●理工学群工学システム学類 エネルギー・メカニクス主専攻の指定科目に対応する開設授業科目

指定科目の分類		本学における開設授業科目	単位数	開設学群・学類
一級	二級・木造			
建築設計製図 (7単位以上)	建築設計製図 (3単位以上)	建築設計製図 I	3	工学システム学類
		建築設計製図 II	2	工学システム学類
		建築設計製図 III	2	工学システム学類
		設計演習 I	2	社会工学類
		設計演習 II	2	社会工学類
建築計画 (7単位以上)	建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (2単位以上)	設計計画論	1	工学システム学類
		空間デザイン論	2	社会工学類
		住環境計画概論	2	社会工学類
		都市計画の歴史	2	社会工学類
		建築計画論	2	芸術専門学群
		建築設計論	2	芸術専門学群
		建築通史	1	芸術専門学群
		世界建築史	2	芸術専門学群
建築環境工学 (2単位以上)		住宅地計画論	2	芸術専門学群
		建築環境工学	2	工学システム学類
建築設備 (2単位以上)		建築環境計画論	2	芸術専門学群
		建築設備	2	工学システム学類
		建築設備計画演習	2	芸術専門学群
構造力学 (4単位以上)	構造力学、 建築一般構造 又は建築材料 (3単位以上)	材料力学基礎	1	工学システム学類
		応用材料力学 I	1	工学システム学類
		応用材料力学 II	2	工学システム学類
		構造力学 I	2	工学システム学類
		構造力学 II	2	工学システム学類
		振動工学	3	工学システム学類

		土質力学	2	工学システム学類
		地盤工学	1	工学システム学類
		構造計画	2	芸術専門学群
建築一般構造 (3単位以上)		鉄筋コンクリート構造学	1	工学システム学類
		鋼構造学	1	工学システム学類
		防災工学	2	工学システム学類
		建築構法論	2	芸術専門学群
		建築構法論演習	1	芸術専門学群
		材料学基礎	1	工学システム学類
建築材料 (2単位以上)		応用材料学	1	工学システム学類
		コンクリート工学	2	工学システム学類
		複合材料学	2	工学システム学類
		建築材料論	2	芸術専門学群
		建築経済	1	社会工学類
建築生産 (2単位以上)	建築生産 (1単位以上)	建築生産	1	社会工学類
		建築関連法規	1	社会工学類
建築法規 (1単位以上)		工学者のための倫理	1	工学システム学類
その他 (適宜)	その他 (適宜)	エネルギー・メカニクス専門実験	3	工学システム学類
		ランドスケープデザイン論	2	芸術専門学群
		世界遺産学入門	1	芸術専門学群
		デザイン史概説A	1	芸術専門学群
		デザイン史概説B	1	芸術専門学群
		現代デザイン論	1	芸術専門学群
		建築デザイン概論	1	芸術専門学群
		環境デザイン概論	1	芸術専門学群
		都市デザイン論	2	芸術専門学群
		社会のなかの建築デザイン（総合科目）	1	芸術専門学群
		都市計画原論	2	社会工学類
		都市防災計画	2	社会工学類
		都市緑地計画	2	社会工学類
		現代まちづくり論	2	社会工学類
		土地利用計画	2	社会工学類

●理 工 学 群 社 会 工 学 類 都 市 計 画 主 専 攻 の 指 定 科 目 に 対 応 す る 開 設 授 業 科 目

指定科目の分類		本学における開設授業科目	単位数	開設学群・学類
一級	二級・木造			
建築設計製図 (7単位以上)	建築設計製図 (3単位以上)	住環境計画演習	4	社会工学類
		基本製図	1	社会工学類
		設計演習I	2	社会工学類
		設計演習II	2	社会工学類
建築計画 (7単位以上)	建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (2単位以上)	空間デザイン論	2	社会工学類
		住環境計画概論	2	社会工学類
		都市計画の歴史	2	社会工学類
		建築計画論	2	芸術専門学群

		建築設計論	2	芸術専門学群
		建築通史	1	芸術専門学群
		世界建築史	2	芸術専門学群
		住宅地計画論	2	芸術専門学群
建築環境工学 (2単位以上)		建築環境工学	2	工学システム学類
建築設備 (2単位以上)		建築環境計画論	2	芸術専門学群
		建築設備	2	工学システム学類
		建築設備計画演習	2	芸術専門学群
構造力学 (4単位以上)	構造力学, 建築一般構造 又は建築材料 (3単位以上)	材料力学基礎	1	工学システム学類
		応用材料力学 I	1	工学システム学類
		応用材料力学 II	2	工学システム学類
		構造力学 I	2	工学システム学類
		構造力学 II	2	工学システム学類
		振動工学	3	工学システム学類
		土質力学	2	工学システム学類
		地盤工学	1	工学システム学類
		構造力学	2	芸術専門学群
		構造計画	2	芸術専門学群
建築一般構造 (3単位以上)		鉄筋コンクリート構造学	1	工学システム学類
		防災工学	2	工学システム学類
		鋼構造学	1	工学システム学類
		建築構法論	2	芸術専門学群
		建築構法論演習	1	芸術専門学群
建築材料 (2単位以上)		コンクリート工学	2	工学システム学類
		材料学基礎	1	工学システム学類
		応用材料学	1	工学システム学類
		複合材料学	2	工学システム学類
		建築材料論	2	芸術専門学群
建築生産 (2単位以上)	建築生産 (1単位以上)	建築経済	1	社会工学類
		建築生産	1	社会工学類
建築法規 (1単位以上)	建築法規 (1単位以上)	建築関連法規	1	社会工学類
その他 (適宜)	その他 (適宜)	現代まちづくり論	2	社会工学類
		都市計画情報演習	3	社会工学類
		都市計画原論	2	社会工学類
		都市緑地計画	2	社会工学類
		都市防災計画	2	社会工学類
		土地利用計画	2	社会工学類
		都市計画入門	1	社会工学類
		工学者のための倫理	1	工学システム学類
		ランドスケープデザイン論	2	芸術専門学群
		建築デザイン概論	1	芸術専門学群
		環境デザイン概論	1	芸術専門学群
		世界遺産学入門	1	芸術専門学群
		デザイン史概説A	1	芸術専門学群
		デザイン史概説B	1	芸術専門学群

		現代デザイン論	1	芸術専門学群
		都市デザイン論	2	芸術専門学群
		社会のなかの建築デザイン（総合科目）	1	芸術専門学群

●芸術専門学群の指定科目に対応する開設授業科目

指定科目の分類		本学における開設授業科目	単位数	開設学群・学類	
一級	二級・木造				
建築設計製図 (7単位以上)	建築設計製図 (3単位以上)	建築製図基礎演習	1	芸術専門学群	
		デザイン演習 1-B	1	芸術専門学群	
		デザイン演習 2-B	1	芸術専門学群	
		デザイン演習 5-B	1	芸術専門学群	
		デザイン演習 6-B	1	芸術専門学群	
		環境デザイン演習 1	3	芸術専門学群	
		環境デザイン演習 2	3	芸術専門学群	
		建築デザイン演習 1	3	芸術専門学群	
		建築デザイン演習 2	3	芸術専門学群	
		建築デザイン演習 3	3	芸術専門学群	
		環境・建築デザイン演習	3	芸術専門学群	
		デザイン基礎演習 2-I	1	芸術専門学群	
		デザイン基礎演習 2-II	1	芸術専門学群	
建築計画 (7単位以上)	建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (2単位以上)	建築計画論	2	芸術専門学群	
		建築設計論	2	芸術専門学群	
		建築通史	1	芸術専門学群	
		世界建築史	2	芸術専門学群	
		住宅地計画論	2	芸術専門学群	
		設計計画論	1	工学システム学類	
		空間デザイン論	2	社会工学類	
		住環境計画概論	2	社会工学類	
		都市計画の歴史	2	社会工学類	
		建築環境計画論	2	芸術専門学群	
建築環境工学 (2単位以上)		建築環境工学	2	工学システム学類	
		建築設備計画演習	2	芸術専門学群	
建築設備 (2単位以上)		建築設備	2	工学システム学類	
構造力学、 建築一般構造 又は建築材料 (3単位以上)	構造力学	2	芸術専門学群		
	構造計画	2	芸術専門学群		
	構造力学 I	2	工学システム学類		
	構造力学 II	2	工学システム学類		
	土質力学	2	工学システム学類		
	地盤工学	1	工学システム学類		
	材料力学基礎	1	工学システム学類		
	応用材料力学 I	1	工学システム学類		
	応用材料力学 II	2	工学システム学類		
	構造力学 (4単位以上)		振動工学	3	工学システム学類
			建築構法論	2	芸術専門学群
			建築構法論演習	1	芸術専門学群
	建築一般構造 (3単位以上)				

建築材料 (2単位以上)		鉄筋コンクリート構造学	1	工学システム学類
		防災工学	2	工学システム学類
		鋼構造学	1	工学システム学類
		建築材料論	2	芸術専門学群
		材料学基礎	1	工学システム学類
		応用材料学	1	工学システム学類
		コンクリート工学	2	工学システム学類
		複合材料学	2	工学システム学類
建築生産 (2単位以上)	建築生産 (1単位以上)	建築経済	1	社会工学類
		建築生産	1	社会工学類
建築法規 (1単位以上)	建築法規 (1単位以上)	建築関連法規	1	社会工学類
その他 (適宜)	その他 (適宜)	ランドスケープデザイン論	2	芸術専門学群
		建築デザイン概論	1	芸術専門学群
		環境デザイン概論	1	芸術専門学群
		世界遺産学入門	1	芸術専門学群
		デザイン史概説 A	1	芸術専門学群
		デザイン史概説 B	1	芸術専門学群
		都市デザイン論	2	芸術専門学群
		プレゼンテーション基礎演習	1	芸術専門学群
		現代デザイン論	1	芸術専門学群
		社会のなかの建築デザイン（総合科目）	1	芸術専門学群
		工学者のための倫理	1	工学システム学類
		現代まちづくり論	2	社会工学類
		土地利用計画	2	社会工学類
		都市計画原論	2	社会工学類
		都市防災計画	2	社会工学類
		都市緑地計画	2	社会工学類

(6) 測量士補、測量士

本学理 工学群数学類又は物理学類を卒業した者は、測量士補となる資格が得られ、卒業した後、測量に関し1年以上の実務経験を経た者は測量士の資格が得られます。

また、生命環境学群生物資源学類において、「測量学」及び「測量学実習」を含め測量に関する科目を30単位以上履修して卒業した者は、測量士補の資格をとるための必要条件が得られ、卒業した後、測量に関し1年以上の実務経験を経た者は測量士の資格が得られます。（詳しくは、生物資源学類環境工学コースの担当教員に問い合わせください）

(7) 社会福祉士

人間学群障害科学類では、社会福祉の知識及び相談援助技術を習得して社会福祉専門職に就くことを希望する者のために、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号:最終改正令和元年法律第37号)に定める社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な指定科目に対応する授業科目を開講している。(下表:【指定科目との対応表】参照)

なお、上記の受験資格取得希望者は、3年次終了までに、「ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳ」、「ソーシャルワーク実習指導」、及び「ソーシャルワーク実習」を除く指定科目の全単位を充足することを原則とする。

【指定科目との対比表】

人間学群 障害科学類

【指定科目名】	本学における授業科目		
	授業科目名(単位数)	開設学群・学類等	備考(配当学年等)
A:人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法			
1.人体の構造と機能及び疾病	医学概論 I(1)・II(1)	人間学群障害科学類	
2.心理学概論と心理的支援	心理学概論(2)	人間学群コア科目	
3.社会理論と社会システム	社会学概論(2)	人間学群障害科学類	隔年(集中)
4.現代社会と福祉	社会福祉原論 I(2)・II(2)	人間学群障害科学類	
5.社会調査の基礎	社会福祉調査論(2)	人間学群障害科学類	
B:総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術			
6.相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職 I(2)・II(2)	人間学群障害科学類	
7.相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法 I(2)・II(2)・III(2)・IV(2)	人間学群障害科学類	
C:地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術			
8.地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法 I(2)・II(2)	人間学群障害科学類	
9.福祉サービスの組織と経営	社会福祉経営論(2)	人間学群障害科学類	
D:サービスに関する知識			
10.社会保障	社会保障論 I(2)・II(2)	人間学群障害科学類	
11.高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論(2)	人間学群障害科学類	
12.障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論 I(1)・II(1)	人間学群障害科学類	
13.児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論(2)	人間学群障害科学類	
14.低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論(2)	人間学群障害科学類	隔年(集中)
15.保健医療サービス	保健医療論(2)	人間学群障害科学類	
16.権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度(2)	人間学群障害科学類	
17.更生保護制度	更生保護制度(2)	人間学群障害科学類	隔年(集中)
E:実習・演習			
18.相談援助演習	ソーシャルワーク演習 A(2)・B(1)・C(3)	人間学群障害科学類	2・3・4年次選択
	ソーシャルワーク演習 D(3)・E(1)	人間学群障害科学類	3・4年次選択
19.相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導(3)	人間学群障害科学類	3・4年次選択
20.相談援助実習	ソーシャルワーク実習(8)(巡回指導含む)(注1)	人間学群障害科学類	3・4年次選択

(注1) 「ソーシャルワーク実習」の履修希望者は、実習費が別途必要となる。

(8) 樹木医補

本学生命環境学群生物資源学類とし、下表に指定された単位数を履修して卒業した者は、樹木医補の申請資格が得られます。

		本学における開設授業科目（生物資源学類開設科目）			
		講 義 科 目	単 位 数	実験・実習科目	単 位 数
分 野 別	樹木の分類	森林植物学	2	森林生物学実習	1
	樹木の生態・生理	森林育成学 生態学	1 2	森林総合実習	1
	立地・土壤	土壤科学 土壤微生物生態学	2 1	土壤調査法実習	1
	植物病理	植物病理学 植物寄生菌学 植物ウイルス学	2 2 1	植物寄生菌学実習	1
	昆虫・動物	資源植物保護学	2		
	樹木医学				
	農薬科学	植物環境感応学 農薬化学	2 2		
	造園学	造園学	1		
	樹木医補総合				
必要な単位数		6 分野14単位以上		4 分野 4 単位以上※	

※ 卒業研究が樹木医学にかかる研究である場合、履修科目と重複しない分野に関するものに限りこれを当該分野の実験・実習科目の1科目とその単位として認定することができます。なおその場合、①樹木医学にかかる研究であること、②内容が当該分野に該当するものであることを指導教員等が証明する証明書が必要となります。（詳しくは、生物資源学類農林生物学コース森林生態環境学分野の担当教員に問合させてください）

(9) 施工管理技士

本学理工学群の工学システム学類環境開発工学主専攻を卒業し、卒業後1年以上の実務経験を経た者は2級施工管理技士の受験資格が得られます。

また、卒業後3年以上の実務経験を経た者は1級施工管理技士の受験資格が得られます。

※ 国土交通省の認定された授業科目及び必要単位を修得していることが条件となります。

なお、建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、造園施工管理の全ての検定種目に適用されます。（詳しくは、システム情報エリア支援室学群教務担当に問合せてください）

(10) 自然再生士補

本学生命環境学群生物資源学類とし、下表に指定された単位数を履修した者は、自然再生士補の申請資格が得られます。

実験・実習(演習)分野			講義分野		
指定分野	科目	単位数	指定分野	科目	単位数
①自然環境調査と分析、評価に係る実習・演習	・森林総合実習 ・森林水文・砂防学実習	1 1	①自然再生・自然環境概論	・環境化学 ・環境保全科学 ・生態学	2 2 2
②動・植物同定調査に係る実習・演習 (森林動物学実習、森林昆虫学実習を含む)	・森林生物学実習 ・植物寄生菌学実験	1 1	②自然再生・自然環境保全に係る計画(設計)学	・環境修復生物工学	1
			③自然再生・自然環境保全に係わる施工計画・施工学	・土の物理学II	1
③地域環境資源調査に係る実習・演習	・環境工学基礎実験 ・環境工学フィールド実習	1 1	④自然再生・自然環境保全に係わる維持管理計画・管理学	・造園学 ・流域保全学 ・地域環境理工学 ・水圏環境工学	1 1 1 2
				・植物機能化学 ・植物栄養学 ・植物環境応応学 ・森林植物学 ・植物寄生菌学 ・植物生理学 ・森林遺伝学	2 2 2 2 2 2 1
⑤生態学実習・演習			⑥動物(哺乳類、は虫類、両生類、昆虫、鳥類、魚類等)分類・生態・生理学	・昆虫生態学 ・応用野生動物学	1 1
⑥アレゾンテーション・コーディネート能力育成に係る実習	・生物資源科学演習	1	⑦環境リスクマネジメント学	・環境経済評価論	1
新設・特別講義			⑧環境経済学	・資源環境経済学 ・森林資源経済学	1 2
			⑨環境社会学	・林業経営体論	2
			⑩地域環境学・地域生態論		
			⑪環境関連法規		

自然再生士補認定に必要な科目数(単位数)について

コース1またはコース3のいずれか1つに該当していれば自然再生士補申請を行うことができます。

※コース2での申請は「特別講義」の科目が開設されないためできません。

	実験・実習分野	講義分野	特別講義	規定合計単位数
コース1	実験・実習分野より3科目以上6単位以上の履修・修得	講義分野より2科目以上4単位以上の履修・修得	—	実験・実習、講義分野より5科目以上10単位以上の履修・修得があること。
※コース2	実験・実習分野又は講義分野より1科目以上2単位以上の履修・修得	自然再生講義・演習 特別講義の履修・修得		特別講義を必須とし、実験・実習分野又は講義分野より1科目以上、合わせて2科目以上4単位以上の履修・修得があること。
コース3	実験・実習分野又は講義分野より6科目12単位以上の履修・修得		—	実験・実習、講義分野に関係なく6科目以上12単位以上の履修・修得があること。